

令和 7 年度 鳥獣保護区等位置図区域説明書

(鳥獣保護区等位置図別冊)

この説明書は、群馬県内の鳥獣保護区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域、特定猟具使用禁止区域(銃器)、指定猟法禁止区域を説明したものです。

鳥獣保護区等位置図と併せて、各区域の確認に御活用ください。

※ 以下のようなお気づきの点がありましたら、管轄する環境森林事務所又は森林事務所、県庁自然環境課へ御連絡ください。

- ・区域の説明文についての間違い等
- ・各区域の標識の老朽化や欠損等

群馬県で鳥獣行政を取り扱っている機関				
事務所名	郵便番号	住 所	管 轄 地 域	電話番号
渋川森林事務所	377-0027	渋川市金井395	前橋市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡	0279-22-2763
西部環境森林事務所	370-0805	高崎市台町4-3	高崎市、安中市	027-323-4021
藤岡森林事務所	375-0014	藤岡市下栗須124-5	藤岡市、多野郡	0274-22-2253
富岡森林事務所	370-2454	富岡市田島343-1	富岡市、甘楽郡	0274-62-1535
吾妻環境森林事務所	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町664	吾妻郡	0279-75-4611
利根沼田環境森林事務所	378-0031	沼田市薄根町4412	沼田市、利根郡	0278-22-4481
桐生森林事務所	376-0011	桐生市相生町2-331	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡	0277-52-7373
県庁自然環境課	371-8570	前橋市大手町1-1-1		027-226-2874

群 馬 県

※区域指定時の旧市町村名で表記されている区域があります。

●国指定鳥獣保護区

①**浅間鳥獣保護区（吾妻郡長野原町、嬭恋村）** 群馬県安中市松井田町と長野県北佐久郡軽井沢町との境界線と国道18号線との交点(碓氷峠)を起点とし、同所から同国道を西進し、軽井沢町道軽井沢停車場線1号との交点に至り、同所から同町道を西進し、町道軽井沢停車場線2号との交点に至り、同所から同町道を西進し、国道18号線との交点（新軽井沢西交差点）に至り、同所から同国道を西進し、町道古宿借宿線との交点に至り、同所から同町道を北進し、軽井沢町大字長倉字横道下2139番地から1281番地東端に通ずる道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み、1281番地東端に至り、同所から町道借宿千ヶ滝線に通ずる道路を北進し、同町道との交点に至り、同所から同町道を北西に進み、併用林道（1,000メートル林道）との交点に至り、同所から同町道を西進し、小諸市道0107号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道7336号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、長野県小諸市所在国有林2005林班と民有林の境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林との境界線を北西に進み東御市所在国有林1019林班標柱丙68に至り、同標柱と国有林1019林班標柱丙68補1とを結ぶ直線を北西に進み同標柱に至り、同標柱から国有林と民有林との境界線を西進し、同国有林1024林班と民有林の境界線と和山林道との交点に至り、同所から同国有林1026林班の同標柱東12とを結ぶ直線を南進し、同標柱に至り、同所から国有林と民有林との境界線を北東に進み、同境界線と群馬県吾妻郡嬭恋村と長野県上田市真田町との境界線との交点に至り、同所から両県との境界線を北進し、嬭恋村所在の国有林216林班標柱96の158の73に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同国有林標柱16に至り、同標柱と国有林217林班標柱25とを結ぶ直線を南東に進み、同標柱に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同国有林標柱96の90に至り、同所から村道女ヶ洞線を東進し、主要地方道東御嬭恋線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し、国有林217林班標柱96の57に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同標柱96の40に至り、同所から同国有林218林班と民有林畑地との境界線を南進し、国有林218林班標柱93に至り、同所から東進し、村道鳥居峠車坂線との交点に至り、同所から同村道を南進し、群馬坂林道との交点に至り、同所から同林道を東進し、同林道の終点に至り、同所から分譲地内道路を北東に進み、西泉沢との交点に至り、同所から西泉沢を北進し、林道中原開拓1号線との交点に至り、同所から同村道を北東に進み、同交点に至り、同村道から3454-20番地と3454-21番地の境界線を南進し3454-66番地との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み3454-54番地の道路との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北東に進み同道路と3454-16番地との交点に至り、同所から3456-16番地と3454-64番地の境界線を北東に進み3454-102番地との交点に至り、同所から同境界線を北進し3454-63番地の道路との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北進し同道路と3454-14番地との交点に至り、同所から3454-100番地の境界線を北進し村道中原開拓1号線との交点に至り、同所から村道中原開拓1号線を北東に進み、同村道3455-90番地の曲がり角に至り、同曲がり角から国有林235林班イ小班標柱152を結ぶ直線を北東に進み、同標柱に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を北進し、村道浅間開拓線との交点に至り、同所から同村道を東進し、県道大笹北軽井沢線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み、村道赤川分去線との交点に至り、同所から同村道を南進し、町道浅間線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み、国道146号線との交点に至り、同所から同国道を北進し、長野原町道10-50号線との交点に至り、同所から同町道を東進し、同町道の終点に至り、同所から東に直進し片蓋川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、県道長野原倉測線との交点（栗平橋）に至り、同所から同県道を東進し、草軽電気鉄道路線跡との交点に至り、同所から同鉄道路線跡を南東に進み、同町大字北軽井沢字ホウラク平地内の熊川との交点に至り、同所から同川を上流に進み、同川の最上流点に至り、同所から同所と鼻曲山の山頂とを結ぶ直線を南東に進み、同山頂に至り、同所から群馬県と長野県との境界線を南進し、起点に至る線により囲まれた区域。

②**渡良瀬遊水地鳥獣保護区（邑楽郡板倉町）** 栃木県栃木市藤岡町藤岡地先県道栃木藤岡線藤岡大橋の東側境界線と渡良瀬遊水地周囲堤敷の南側境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東進し同周囲堤の河川管理道路の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同周囲堤敷の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し渡良瀬遊水地第三調節池圍繞堤敷との交点に至り、同所から同所と同圍繞堤敷の東側境界線と同周囲堤敷の南側境界線との交点を結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同境界線北端に至り、同所から渡良瀬遊水地第三調整池の境界線を東進し同周囲堤敷の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同圍繞堤敷との交点に至り、同所から同所と巴波川左岸の渡良瀬遊水地周囲堤敷の北側境界線とを最短距離で結ぶ直線を南進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み渡良瀬遊水地第二調節池の圍繞堤敷との交点に至り、同所から同所と同圍繞堤敷の東側境界線と同周囲堤敷の西側境界線との交点を結ぶ直線を南進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同圍繞堤敷との交点に至り、同所から同所と同圍繞堤敷の東側境界線と同周囲堤敷の南側境界線との交点を結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同境界線と小山町下生井地先県道南小林・松原線松原大橋の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み思川左岸の堤防敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み思川左岸の堤防敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み思川左岸の河川敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み野木羽毛田地先河川管理道路北端とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同道路の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し野木町野木大手館地先道路交差点に至り、同所から同所と同道路交差点の南側道路敷地の境界線とを最短距離で結ぶ直線を南西に進み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し渡良瀬川左岸の河川敷の境界線との交点に至り、同境界線を南進し野渡樋管の石積斜面の敷地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し渡良瀬川の左岸の河川敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同境界線と渡良瀬川左岸の堤防敷北端とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同グラウンド敷地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同グラウンド敷地南東端に至り、同所から同所と同堤防敷の西側境界線とを最短で結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進しゴルフ場敷地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同堤防敷の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し茨城県古河市桜町地先国道354号線三国橋の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し埼玉県加須市向古河地先渡良瀬川右岸の堤防敷の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み谷田川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北西に進み渡良瀬遊水地第一調節池の圍繞堤敷の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み河川管理道路の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し谷田川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北西に進み群馬県板倉町海老瀬東谷地先渡良瀬遊水池周囲堤敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同境界線とゴルフ場敷地の南西端とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を東進し同ゴルフ場（資材置き場及び作業場を含む。）敷地の境界線に至り、同所から同境界線を東進し同境界線と渡良瀬運動公園の南東端とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同公園の境界線との交点に至り、同所から同圍繞堤敷を北進し同圍繞堤敷との交点に至り、同所から同圍繞堤敷横断方向に引いた直線を北東に進み同圍繞堤敷の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し県道栃木藤岡線藤岡大橋の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る線に囲まれた区域。

●県指定鳥獣保護区

①**少林山鳥獣保護区（高崎市）** 高崎市の一部で、乗附町地内の荒久沢川に架かる県道藤木高崎線の小倉橋を起点とし、これから同川を上流に進み観音山鳥獣保護区との境界線（薬師橋）に至り、これから同境界線を南西に進み乗附町と吉井町の境界線に至り、これから同境界線を西に進み県道藤木高崎線に至り、これから同県道を北及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

②**観音山鳥獣保護区（高崎市）** 高崎市の一部で、市道館・清水線と一般県道金井・高崎線との交点を起点とし、これから同県道を西に進んで市道（小塚へ通ずる道路）の交点に至り、これから同市道を北西に進み、民有林と国有林89林班との境界に至り、これから同国有林と民有林との境界線を北西に進み、国立コロニー所有地との境界に至り、これから同コロニー所有地と民有地との境界線をさらに北西に進み吉井町境に至り、これから同境界線をさらに北西に進み、少林山鳥獣保護区の東南端の交点に至り、これから同保護区との境界を北東に進んで市道乗附大観音線との交点（薬師橋）に至り、これから同市道を南東に進んで市道大観音線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで乗附町と八千代町境の用水添にある市道との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道石原大観音線との交点に至り、これからさらに同市道を南東に進んで市道観音通線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道日観音通線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道羽衣線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道館・清水線との交点に至り、これから市道を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

③**岩鼻鳥獣保護区（高崎市）** 高崎市の一部で、烏川と主要地方道前橋長湊線との交点（柳瀬橋）を起点とし、これから主要地方道前橋長湊線を北北西に進んで県道142号線との交点に至り、これから同県道を東に進み鎌倉橋を経て市道東部幹線との交点に至り、これから同幹線を南南東に進んで高崎市八幡原町地内の八幡宮境内地北東端に接する用水路に添う道路との交点に至り、これから同道路を西に進んで八幡宮境内の境界線に至り、これから同境界線を南に進んで八幡宮南側の水路との交点に至り、これから同水路を西に進んで烏川との合流点に至り、これから同川を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

④**鼻曲山鳥獣保護区（高崎市）** 高崎市倉洺町の一部で、相間川と日向沢の合流点を起点とし、これから国有林と民有林の境界を北西及び西に進み鼻曲山の境界との交点に至り、これから県有林と民有林の境界を南西及び北に進み烏川に至り、これから同川を鼻曲山山頂へ向かって南西（上流）に進み同山頂（1,655メートル）に至り、これから高崎市と吾妻郡の境界を北及び北東に進み国有林と民有林の境界との交点に至り、これから同境界を南東に進み市道月並線に至り、これから同市道を北東に進み細沢沢との交点に至り、これから同沢を南東（下流）に進み国有林と民有林の境界に至り、これから同境界を南東に進み高尾尾根（温井沢源流）に至り、これから温井沢を南東（下流）に進み三沢川との合流点に至り、これから同川を西に進み元三沢堰堤の下流250メートル付近で東方へ流出する小沢との交点に至り、これから大峯に向かう稜線を南に進み大峯山頂（983メートル）に至り、これから南にのびる稜線を南に進み宮原、高日向を結ぶ歩道（尾根道）との交点に至り、これから同歩道を東に進み国有林と民有林の境界（防火線）との交点に至り、これから同境界を南に進み不動沢に沿う岩水園有林歩道に至り、これから同境界を南西に進み相間川に至り、これから同川を西（上流）に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑤**榛名山鳥獣保護区（高崎市、吾妻郡東吾妻町、北群馬郡榛東村）** 高崎市、吾妻郡東吾妻町及び北群馬郡榛東村の一部で相馬山山頂を起点とし、これから沢川市と榛東村の境界線を東に進み群馬県森林計画図高崎市138林班と137林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を南に進み更に同境界の北に沿って南に進み治山工事用道路との交点に至り、これから同道路を南及び西に進み県道高崎東吾妻線との交点に至り、これから同県道を西及び北に進み同計画図高崎市135林班と130林班の境界線との交点に至り、これから135林班、134林班、133林班の南端の境界線を西に進み133林班と208林班の境界線との交点に至り、これから同境界線の歩道を北西に進み湯沢峠に至り、これから社家町に通ずる歩道を南西に進み県道渋川松井田線との交点に至り、これから同県道を北西に進み西沢橋に至り、これから杖の神峠へ通ずる歩道を北西に進み高崎市榛名湖町と高崎市倉洺町榎田の境界線との交点に至り、これから同境界線を北北西に進み高崎市と吾妻郡東吾妻町の境界線との交点に至り、これから同境界線を東北東に進み掃部岳山頂を経て国有林吾妻森林計画区72林班と77林班の境界線との交点に至り、これから同境界線の稜線を蟹瀬山山頂に向かって北東に進み同山頂に至り、これから稜線を東に進み同国有林77林班ほ1小班と子4小班の境界線との交点に至り、これから同境界線に沿って南東に進み渋川市、高崎市及び吾妻郡東吾妻町の境界線に至り、これから渋川市と高崎市の境界線を東

及び南に進み起点に至る線により囲まれた一円の区域。

⑥**箕郷鳥獣保護区（高崎市）** 高崎市の一部で同市箕郷町地内の県道高崎安中渋川線と県道榛名山箕郷線との交点（箕輪小学校前）を起点とし、県道高崎安中渋川線を南南東に進み市道2011号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み県道箕郷板鼻線との交点に至り、これから同県道を西に進み榛名白川に架かる箕郷大橋左岸で市道1013号線との交点に至り、これから同市道を南南東に進み中和田橋左岸で市道1029号線との交点に至り、これから同市道を南南東に進み天神橋左岸で市道0101号線との交点に至り、これから同市道を西に進み天神橋を経て市道0102号線との交点に至り、これから同市道を南南東に進み市道1065号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道1056号線との交点に至り、これから同市道を南に進み市道0102号線との交点に至り、これから同市道を北西に進み市道1168号線との交点に至り、これから同市道を南に進み市道1174号線との交点に至り、これから同市道を南西に進み水路を経て市道1166号線との交点に至り、これから同市道を西及び北へ進み市道1176号線との交点に至り、これから同市道を西及び北に進み市道1199号線との交点に至り、これから同市道を西北西に進み市道1200号線との交点に至り、これから同市道を北北西に進み市道0211号線との交点に至り、これから同市道を北北西に進み市道1205号線との交点に至り、これから同市道を北北西に進み市道6073号線との交点に至り、これから同市道を北北西に進み市道6079号線との交点に至り、これから同市道を北東及び北西に進み市道6075号線との交点に至り、これから同市道を北北西に進み市道6076号線との交点に至り、これから同市道を北北西に進み市道6068号線との交点に至り、これから同市道を北西に進み市道6067号線との交点に至り、これから同市道を北西に進み県道箕郷板鼻線との交点に至り、これから同県道を東北東に進み市道0210号線との交点に至り、これから同市道を西北西に進み市道4153号線との交点に至り、これから同市道を北北西に進み黒沢川に架かる鈴蘭橋左岸で市道4231号線との交点に至り、これから同市道を西に進み鈴蘭橋を経て市道0219号線との交点に至り、これから同市道を北西に進み県道新井下室田線との交点に至り、これから同県道を北及び東南東に進み、車川に架かる新板橋を経て東北東及び北に進み、蒲川に架かる鞍置橋を経てさらに北東北に進み、大沢川に架かる不動橋を経て県道高崎東吾妻線との交点に至り、これから同県道を南東に進み市道4060号線に至り、これから同市道を南南東に進み県道高崎安中渋川線に至り、これから同県道を南南東及び南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

⑦**碓氷湖鳥獣保護区（安中市）** 安中市の一部で、松井田町坂本地内の国道18号と旧中山道の交点を起点とし、これから同道を北に進み林道赤松沢線との交点に至り、これから同林道を西及び南西に進み碓氷川に架かる城山橋を経て国有林に向かう歩道との交点に至り、これから同歩道を西に進み国固有林と民有林の境界線との交点に至り、これから同境界線を南西に進み五輪岩に至り、これから矢ヶ崎山に通ずる尾根道を西西北及び西南西に進み同山山頂（1,184メートル）で群馬県と長野県の境界線との交点に至り、これから同境界線を北に進み碓氷峠を経て熊野神社前で旧中山道との交点に至り、これから同道を東南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑧**小根山鳥獣保護区（安中市）** 安中市の一部で、霧積川にかかる旧国道18号線の霧積橋々台を起点とし、これから同川を北西に進んで市道9213号線の諏訪前橋に至り、これから同市道を北に終点まで進み南南東に向かう尾根道との交点に至り、これから同尾根を南南東に進んで小根山国有林と民有林との境界線の交点に至り、これから同境界線（尾根道）を東南東に進んで小根山国有林の東端に至り、これから高幕部落に通ずる尾根道を南東に進んで高幕部落の北方で高圧線（東京電力所有）の巡視路との交点に至り、これから同巡視路を南西に進んで林道高幕小根山線との交点に至り、これから同林道を南南東に進んで市道94071号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道94318号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道94083号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道94081号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道94337号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道94113号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで県道松井田町沢線との交点に至り、これから同県道を西に進んで旧国道18号線との交点に至り、これから同国道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑨**敷島鳥獣保護区（前橋市）** 前橋市の敷島公園周辺を包括した区域で、利根川に架かる大渡橋と利根川左岸の低水護岸との交点を起点とし、これから同護岸を総社・大渡橋上流特定猟具使用禁止区域（銃器）に沿って北西に進み前橋ゴルフ場南端の境界に至り、これから同境界を北に進み市道00-001号線（通称国体道路）と市道03-301号線との交点に至り、これから同市道を東に進みばら園を経て市道00-004号線との交点三差路に至り、これから同市道を南東に進み市道00-165号線との交点三差路（ばら園と群馬県水産試験場の交点）に至り、これから同市道を群馬県水産試験場に沿って北東に進み市道03-625号線との交点に至り、これから同市道を北西に進み市道03-437号線との交点に至り、これから同市道を群馬県青少年会館に沿って東、北及び東に進んで広瀬川に架かる一本橋を経て市道03-734号線との交点に至り、これから同市道を広瀬川に沿って南に進み市道00-004号線との交点に至り、これから同市道を南に進み前橋市水道局敷島浄水場、群馬県企業局小発電所を経て市道00-012号線（通称インターハイ道路）との交点に至り、これから同市道を西に進み正田醤油スタジアム群馬に至り、これから同スタジアム東側の道路を南に進み市道03-317号線との交点に至り、これから同市道を南に進み県道前橋箕郷線に至り、同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑩**赤城山鳥獣保護区（前橋市、渋川市）** 渋川市及び前橋市の一部で、県道前橋赤城線と旧林道宮北線の交点を起点とし、これから林道宮北線を西に進み群馬県森林計画図前橋市70林班と68林班の境界との交点に至り、これから同境界を西に進み同計画図前橋市68林班と67林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同計画図前橋市91林班と国有林利根下流森林計画区334林班の境界との交点に至り、これから同境界を東に進み同国有林332林班と同計画図前橋市91林班の境界との交点に至り、これから同境界を南東に進み同国有林332林班と同計画図前橋市92林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東へ進み同国有林332林班と344林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み同国有林344林班と同331林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同国有林331林班と345林班の境界との交点に至り、これから同境界を北に進み同国有林331林班と330林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み同国有林331林班と同計画図渋川市148林班との境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み林道中山線との交点に至り、これから同林道を北西及び東に進み林道潜下線との分岐点に至り、これから潜下線を北西に進み同計画図渋川市147林班と148林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み渋川市有林と同国有林326林班の境界との交点（沼尾川）に至り、これから同境界を北東に進み同国有林326林班と328林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同国有林326林班と327林班の境界との交点に至り、これから同境界を北に進み渋川市と利根郡昭和村の境界との交点に至り、これから同境界を東及び南東に進み渋川市と沼田市の境界との交点に至り、これから同境界を南東に進み渋川市、前橋市及び沼田市の境界との交点に至り、これから前橋市と沼田市の境界を東に進み前橋市と桐生市の境界との交点（黒熊山の南）に至り、これから同境界を南に進み駒ヶ岳山頂及び長七郎山山頂を経てさらに西に進み同計画図前橋市100林班と39林班の境界（外輪山南側尾根）との交点に至り、これから同境界を北西に進み同国有林336林班と同計画図前橋市39林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同国有林336林班と338林班との交点に至り、同境界を南西に進み同国有林336林班と同計画図前橋市50林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同計画図前橋市51林班と102林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同国有林337林班と計画図前橋市52林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同計画図前橋市104林班と52林班の境界との交点（鍋割山山頂）に至り、これから同境界を南に進み同計画図前橋市84林班と22林班の境界との交点に至り、これから同境界を南に進み林道鍋割吉線との交点に至り、これから同林道を北西及び北に進み県立勢多農林高等学校演習林と同計画図前橋市81林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に300m進み林道箕輪線に通じる旧歩道との交点に至り、これから同歩道を北に進み赤城白川との交点に至り、これから同歩道を北東に進み林道箕輪線の馬頭観音に通じる旧歩道との交点に至り、これから同歩道を北西に進み赤城白川を渡って林道箕輪線との交点に至り、これから同林道を南西に進み県道前橋赤城線との交点に至り、これから同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

⑪**東大原鳥獣保護区（前橋市）** 前橋市富士見町の一部で、市道22-2083号線と市道22-2038号線との交点を起点とし、これから市道22-2038号線を北東に進んで林道東大原線との交点に至り、これから同林道を北東に進んで林道鍋割相吉線との交点に至り、これから林道鍋割相吉線を南に進んで林道鶴山線との交点に至り、これから林道鶴山線を西に進んで市道22-2077号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで前橋市富士見町と同市金丸町との境界に至り、これから同境界を南西に進んで前橋市富士見町赤城山1872番地と同1870番地との境界に位置する作業道との交点に至り、これから同作業道を北西に進んで市道00-194号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道22-2049号線との交点に至り、これから市道22-2049号線を北に進んで市道22-2008号線との交点に至り、これから市道22-2008号線を西に進んで市道22-2008号線との交点に至り、これから同市有林との境界に至り、これから同市有林の境界を北東に進んで市道22-2040号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで赤城国際センタークラブ所有地との境界に至り、これから同境界を北西に進んで、市道22-2083号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑫**白郷井子持鳥獣保護区（渋川市）** 渋川市（旧北群馬郡子持村）の一部で、林道奥子持線と市道（子）2129号線との交点（子持神社）を起点とし、これから同市道を南に進んで市道（子）2127号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで林道二本木線との交点に至り、これから同林道を北西に進み旧小野上村との境界にある標高1,091メートルの山頂へ至る登山道との交点に至り、これから同登山道を北に進み沼田市との境界にある標高1,201.9メートルの山頂に至り、これから同登山道を南東に進み、大黒岩、屏風岩を経て、林道奥子持線との交点に至り、これから同林道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑬**小野上谷の鳥獣保護区（渋川市）** 渋川市（旧北群馬郡小野上村）の一部で、林道谷の口岩原線と林道岩原赤下線を西に進んで市道（小）675号線との交点に至り、この交点から真西に進んで吾妻郡中之条町との境界に至り、これから同境界を北に進み、更に同境界を北東から東に進んで吾妻郡高山村との境界に至り、これから同境界を北東に進んで十二ヶ岳三角点（標高1,200.9メートルの山頂）に至り、更に東へ進んで十二ヶ岳登山道との交点に至り、これから同登山道を南に進んで林道谷の口岩原線との交点に至り、これから同林道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑭**伊香保鳥獣保護区（渋川市）** 渋川市伊香保町の一部で、県道前橋伊香保線と群馬県立伊香保森林公園つつじが丘に通ずる歩道との交点（渋川市総合公園入口）を起点とし、これから同歩道を西に進み標高点（905.2メートル）を経て伊香保森林公園つつじが丘地内で林道上野原線との交点に至り、これから同林道を南西に進み相馬山登山道との交点に至り、これから同登山道を西西南西に進み渋川市と榛東村の境界線の交点に至り、これから同境界線を西に進み相馬山頂を経て渋川市、榛東村及び高崎市の境界点に至り、これから渋川市と高崎市の境界線を北及び西北西に進み蛇ヶ岳山頂を経て渋川市、高崎市及び東吾妻町の境界点に至り、これから渋川市と東吾妻町の境界線（沼尾川）を北東に進み湯沢川との合流点（東吾妻町と渋川市伊香保町湯中子及び同市祖母島との境界点）に至り、これから同市伊香保町湯中子の字界線を南南東に進み同市伊香保町湯中子と同市川島及び同市伊香保町伊香保の境界点に至り、これから同市伊香保町伊香保の字界線を南、東及び南に進み県道渋川松井田線との交点及び伊香保センタークラブゴルフ場内を経て県立森林公園憩の森境界線との交点に至り、これから同境界線を南東及び南西に進み県道前橋伊香保線との交点に至り、これから同県道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑮**三名湖鳥獣保護区（藤岡市）** 藤岡市の一部で、主要地方道前橋長瀬線と市道7460号線との交点を起点とし、これから同市道を西に進んで市道139号線（ふるさと通り）との交点に至り、これから同市道を北に進んで保美貯水池の岸辺との交点に至り、これから同岸辺を北西に進みながら同貯水池を周回し市道139号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで三名川との交点（新三名川橋）に至り、これから同河川右岸を西に進んで市道7418号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道7417号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道7407号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道7421号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで県道下日野神田線に

至り、これから同県道を西に進んで市道219号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで県道上日野藤岡線に至り、これから同県道を北東に進んで市道6656号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで主要地方道前長湊線に至り、これから同主要地方道を南に進んで主要地方道神田吉井停車場線に至り、これから同主要地方道を南東に進んで主要地方道前橋長湊線に至り、これから同主要地方道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑩**ひまかほ森林公園鳥獣保護区**（藤岡市）藤岡市の一部で、群馬県森林計画藤岡市78林班のうち、59小班、60小班、61-1小班、61-2小班、61-3小班、62-1小班及び62-2小班並びに82林班の区域。

⑪**日野鳥獣保護区**（藤岡市）藤岡市上日野の一部で、県道会場鬼石線にかかるとる前沢橋を起点とし、これから同県道を西に向って進み、日野県有林事務所東側にある名無村峠に至る歩道に至り、同歩道を北方に進み藤岡市と甘楽町との境界（名無村峠）に至り、同境界を東方に進んで鮎川支川前沢水源に達し、同水源を下流に進み起点に至る一円の区域。

⑫**西みかほ鳥獣保護区**（多野郡神流町）多野郡神流町の一部で、主要地方道高崎神流秩父線に架かる御鉾一号橋を起点とし、これから気奈沢川とヨコオテ沢の合流点に至り、これから同沢を北北西に進んで主要地方道高崎神流秩父線との交点に至り、これから同主要地方道を北北東に進んで町有林と国有林西毛森林計画区20林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を南南東に進んで樽の沢との交点に至り、これから同沢を南南東に進んで主要地方道高崎神流秩父線との交点に至り、これから同主要地方道を南南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑬**神流湖鳥獣保護区**（藤岡市、多野郡神流町）藤岡市及び神流町の一部で、国道462号の下久保トンネル出口を起点とし、これから市道鬼石4144号線を南に進んで下久保ダムの堤冠に至り、これから同堤冠を南東に進んで群馬県と埼玉県との境界線に至り、これから同境界線を西に進んで多野郡神流町と埼玉県秩父市との境界線の交点に至り、これから同交点を南西に進んで町道大寄太田部線とやあな沢川との交点に至り、これから同町道を西に進んで柏木橋に至り、これから同橋を渡って国道462号の交点に至り、これから同国道を東に進んで高瀬地区、犬目地区及び保美濃山地区を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑭**叶山鳥獣保護区**（多野郡神流町）多野郡神流町の一部で、国道462号と町道53号線との交点（宮地橋）を起点とし、これから同町道を南に進み叶山鉱山のトンネル入口と白水沢との交点に至り、これから同沢を南東に進み群馬県と埼玉県の県境との交点に至り、これから同県境を南西に進み叶山山頂に通じる歩道との交点に至り、これから同歩道を北西に進み叶山鉱山の防護柵との交点に至り、これから同防護柵に沿って西北西に進みヤノタワ沢と林道ヤノタワ線との交点に至り、これから同林道を北に進み中との岩と天狗岩の間にある鋼製土留付近の歩道との交点に至り、これから同歩道を北東に進み三津川水道組合水源の水瓶に至り、これから同水瓶を北に進み同水源の流末に至り、これから同流末を北東に進み神流川左岸のながたわ沢流末と国道462号との交点に至り、これから同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑮**北沢鳥獣保護区**（多野郡上野村）多野郡上野村の一部で、林道矢弓沢線とくぐねり沢の交点を起点とし、これから同沢を西南西及び南に進み標高点（1,231メートル）に至り、これからのしごり沢を南に進み北沢に至り、これから同沢を東南東に進み県道上野小海線に至り、これから同県道を南西に進み国有林西毛森林計画区77-2林班と民有林の境界に至り、これから同境界を北西に進み85林班と86林班の林班界に至り、これから同林班界を西に進み群馬県と長野県の境界に至り、これから同境界を北西及び北東に進み国有林49林班と民有林の境界に至り、これから同境界を東及び北北に進み国道299号に至り、これから同国道を東南東に進み林道矢弓沢線に至り、これから同林道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑯**大塩鳥獣保護区**（富岡市）富岡市南後箇、岡本及び岩染の一部で、県道下仁田小幡線と市道浅香入線との交点を起点とし、これから同県道を東に進んで富岡市と甘楽郡との境界線に至り、これから同境界線を南西に進んで峰峠（662メートル）を経て県道秋畑富岡線（藤田峠）に至り、これから同県道を北に進んで市道南後箇岩染線との交点に至り、これから同市道を東に進み、市道浅香入線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑰**大桁山鳥獣保護区**（富岡市）富岡市の一部で、大桁県有林及び同県有林に囲まれた一円の区域。ただし、同県有林17林班（富岡市南蛇井字瀬ノ平2034番地の2）を除く。

⑱**妙義鳥獣保護区**（富岡市、甘楽郡下仁田町、安中市）富岡市及び甘楽郡下仁田町の一部で、同市妙義町所在の妙義神社前の白雲橋を起点とし、これから県道上小坂四ツ家妙義線を南西に進み樽ワキ沢との交点に至り、これから同沢を南東に進み諸戸川との合流点に至り、これから同川を西に進み諸戸国有林101林班との交点に至り、これから同国有林と民有林との境界線を南西及び南東に進み金鶏山を経て西北西に進み一本杉（通称）に至り、これから県道上小坂四ツ家妙義線へ通ずる歩道を西に進み同県道との交点に至り、これから同県道を南西に進み中ノ岳神社の鳥居に至り、これから同神社の参道を北北西に進み轟岩に至り、これから民有林と県立妙義公園との境界線を北に進み安中市と甘楽郡下仁田町の境界線との交点（中ノ岳）に至り、これから同境界線を北東に進み県道磯部停車場妙義山線との交点に至り、これから同県道を南西に進み県道上小坂四ツ谷妙義線との交点に至り、これから同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域及び安中市の一部で、同市松井田町所在の三方境（通称）を起点とし、これから中木山国有林112林班と117林班の境界線を北北東に進み同国有林113林班と117林班との境界線に至り、これから同境界線を北北東に進み国有林と民有林との境界線に至り、同境界線を東に進み市道9112号線との交点に至り、これから同市道を南西に進み籠沢コース（通称）との交点に至り、これから同コースを西に進み巡視道（通称）との交点に至り、これから同道を南、西及び西北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑲**神津鳥獣保護区**（甘楽郡下仁田町）甘楽郡下仁田町の一部で、国道254号（旧道）と荒船山国有林の境界線との交点を起点とし、これから同境界線を西に進み群馬県と長野県の境界線との交点に至り、これから同県境を北北西に進み徳若山国有林と神津牧場所有地の境界線との交点に至り、これから同境界線を南東、北東及び南東に進み神津牧場所有地と一般民有地の境界線との交点（神津牧場内の歩道の起点）に至り、これから同歩道を南南東に進み神津牧場の管理道に至り、これから同管理道を南東及び北北東に進み管理道の終点に至り、これから神津牧場所有地（放牧地）を南東に進み放牧地に接続する歩道に至り、これから同歩道を南南東に進み県道下仁田浅科線との交点に至り、これから同県道を南東に進み屋敷川上流沢部の堰堤（南野牧(大物見)No.11谷止工）管理道に至り、これから同管理道を西に進み同堰堤に至り、これから同堰堤に向かって南西方向に進み堰堤を経由して県道下仁田浅科線との交点に至り、これから同県道を南西に進み、国道254号（旧道）との交点に至り、これから同国道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑳**南牧村自然公園鳥獣保護区**（甘楽郡南牧村）甘楽郡南牧村の一部で、大字熊倉地内の石附沢と林道上大線の交点（日向橋）を起点とし、これから同沢を南西に進み民有林と国有林高崎事業区57林班との境界線との交点に至り、これから同境界線を西南西及び北北西に進み船久保沢との交点に至り、これから同沢を北東に進み字船久保と字日影畑との境界線の交点に至り、これから同境界線を南南西に進み、石附沢に至り、これから同沢を南南西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉑**黒滝山鳥獣保護区**（甘楽郡南牧村）甘楽郡南牧村の一部で、県道黒滝山小沢線と観音岩に向かう稜線との交点を起点とし、これから同稜線を南に進んで観音岩に至り、これから見晴台に向かう稜線を西に進んで見晴台に至り、これから21段梯子に向かう稜線を北西に進んで21段梯子に至り、これから村道大道線に向かう稜線を北に進んで村道大道線との交点に至り、これから滝峠国有林と民有林の境界を北東に進んで日東岩に至り、これから県道黒滝山小沢線へ向かう稜線を南南東に進んで県道黒滝山小沢線との交点に至り、これから同県道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉒**秋畑鳥獣保護区**（甘楽郡甘楽町）甘楽郡甘楽町大字轟及び大字秋畑の一部で、県道富岡神流線と林道上大線の交点（宝積寺入口）を起点とし、これから同林道を南に進み林道水越線との交点に至り、これから同林道を南に進み奈良山道との交点に至り、これから同山道を南に進み国有林西毛森林計画区19林班と民有林との境界線に至り、これから同境界線を南西及び南東に進み甘楽町と藤岡市の境界に至り、これから同境界を南西に進み地烙峠を経て名無村峠に至り、これから町道来渡、沼線を北西に進み上車橋を渡り、県道富岡神流線との交点に至り、これから同県道を富岡市方向に進み来波、梅ノ木平及び戦場の集落を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉓**草津鳥獣保護区**（吾妻郡草津町、中之条町、嬬恋村）吾妻郡草津町の北西部一帯、嬬恋村及び中之条町の一部で、県道中之条草津線の大沢川に架かる大沢橋を起点とし、これから同県道を南に進み草津町道草津入山線との交点に至り、これから同町道を南西に進み草津町管住宅北側で町道土橋大谷地線との交点に至り、これから同町道を南東に進み町道昭和公園舟ノ尻線との交点に至り、これから同町道を南東及び西に進み私道及び同町道と町道上新田舟ノ尻線との交点を経て国道292号との交点に至り、これから同国道を南に進み町道白根鉱山線との交点に至り、これから同町道を南に進み国有林吾妻森林計画区169林班の「か1、か2」小班と民有地との境界線との交点に至り、これから同境界線を南に進み「わ3」小班の境界線との交点に至り、これから同境界線を西に進み町道白根鉱山線との交点に至り、これから同町道を西及び南に進み「わ5、イ2」小班の境界線との交点を経て「る5」小班との交点に至り、これから同町道に沿う「る4、る5、ほ」各小班と「ろ、は2、に」各小班の境界線を南西に進み169林班と171林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を南東に進み171林班の「り」小班と「は3」小班の境界線との交点に至り、これから作業道に沿う「り、は1、は2」各小班と「は3、に、い3、ろ」各小班の境界線を南西に進み171林班と170林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を北西に進み170林班の「へ4」小班と「ぬ」小班の境界線との交点に至り、これから白根林道石津支線に沿う170林班の「へ4、ろ」、172林班の「ほ3、へ3、ロ、と1」各小班と170林班の「ぬ、へ3、へ5、は1、は2、は3」各小班の境界線を西南西に進み172林班と173林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を北西に進み172、171、158、155、156各林班と174、186、191各林班の境界線を北西に進み群馬県と長野県の境界線との交点に至り、これから同境界線を北東に進み146林班の「二1、に、ほ17」各小班と「二2、二7、ろ1、い1」各小班の境界線との交点に至り、これから同境界線を東南東及び北東に進み同林班「は」小班と「い1」小班の境界線との交点に至り、これから同境界線を南東に進み同林班と149林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を南に進み149林班の「へ、ほ」各小班と「り1、と」各小班の境界線との交点に至り、これから同境界線を南東に進み同林班と152林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を東に進み149林班と148林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を東に進み148林班の「き、さ1、さ6」各小班と「ふ、て、こ」各小班の境界線との交点に至り、これから同境界線を南に進み国有林と民有林の境界線との交点に至り、これから同境界線を東に進み148林班の「こ」小班と「け」小班の境界線との交点に至り、これから148林班の「ね3」小班、「ね4」小班及び民有地の境界点を結ぶ線を東に進み同境界点に至り、これから国有林と民有地の境界線を南西、南及び西に進み国有林148林班の「あ」小班と152林班の「ろ」小班の境界線との交点に至り、これから同境界線を南西に進み152林班の「は3、は2」各小班と「ろ、は2、い」各小班の境界線を南南東、南西及び南東に進み同林班と154林班の境界線との交点に至り、これから大沢川に沿う同境界線を北北東及び東南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉔**野反鳥獣保護区**（吾妻郡中之条町）吾妻郡中之条町地内の国有林草津事業区222林班、223林班、224林班及び野反湖を含む一円の区域。

㉕**迦葉山鳥獣保護区**（沼田市）沼田市上発知町の国有林利根上流森林計画区7林班、8林班及び民有地の一部で、市道吹掛舟木線と林道大戸屋線との交点を起点とし、これから同道を西及び北西に進み同国有林7林班との接点に至り、こ

れから同林班と民有林との境界を北西及び南西に進み同国有林7林班と7林班及び民有林との交点に至り、これから同国有林7林班と6林班及び民有林との境界を北及び北東に進み同国有林7林班と6林班及び民有林との境界点に至り、これから同国有林6林班と民有林との境界を北東に進み同国有林6林班と9林班及び民有林との境界点に至り、これから同国有林9林班と民有林との境界を北に進み迦葉山山頂を経て同国有林9林班と8林班及び民有林との境界点に至り、これから同国有林9林班と8林班との境界を南東に進み同国有林9林班と8林班及び民有林との境界点に至り、これから同国有林8林班と民有林との境界を南西に進み同国有林8林班の最南端に至り、これから起点とを直線で結んだ線で囲まれた一円の区域。

この境界を南東に進み同国有林9林班と8林班及び民有林との境界点に至り、これから同国有林8林班と民有林との境界を南西に進み同国有林8林班の最南端に至り、これから起点とを直線で結んだ線で囲まれた一円の区域。

㉔**尾瀬鳥獣保護区（利根郡片品村）** 利根郡片品村の一部で、大字戸倉字舟ヶ原地内の片品川と尾名沢との合流点を起点とし、これから尾名沢を北西に進み国道401号の尾名沢橋に至り、これから荷鞍山頂へ通ずる後線を北西に進んで同山頂（2,024.2メートル）に至り、これから冬路沢と丸山沢との合流点に通ずる後線を南南西及び西西北西に進んで同合流点に至り、これから標高点（1,786メートル）に通ずる後線を西及び北西に進んで同標高点に至り、これから大行山頂に通ずる後線を南南西に進んで同山頂に至り、これから笠科川と赤沢の合流点に通ずる後線を西南西に進んで同合流点に至り、これから笠科川を北西に進んで小赤沢との合流点に至り、これから南西方向の三角点（1,778.1メートル）に通ずる後線を南西に進み同三角点を経て片品村とみなかみ町との境界線の交点に至り、これから同境界線を北西及び北に進んで群馬県と新潟県との境界線の交点に至り、これから片品村と新潟県魚沼市との境界線を南東南に進み片品村と福島県南会津郡檜枝岐村との境界線の交点に至り、これから同境界線を東へ進み尾瀬沢及び小淵沢田代を経て小淵沢田代から赤安山頂（2,051.0メートル）へ通ずる登山道との合流点に至り、これから西に進んで楡高山頂（1,932.4メートル）に至り、これから三角点（1,885.0メートル）に通ずる後線を南西に進んで同三角点に至り、これから一ノ瀬川と林道奥鬼怒線との交点に通ずる後線を南南西及び南に進んで同交点に至り、これから同川を南に進んで片品川との合流点に至り、これから同川を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉕**丸沼菅沼鳥獣保護区（利根郡片品村）** 利根郡片品村の一部で、国道120号線と一之瀬発電所の鉄管水路との交点を起点とし、これから唐沢山三角点（標高1,787.2メートル）を直線で結び、同点より四郎岳に通ずる後線を北東に進んで四郎岳三角点（標高2,156.1メートル）を経て四郎峠に至り、同峠から後線を通り蕪葉山（群馬県と栃木県境）に至り、同山から県境を南東に進み、温泉岳三角点（標高2,332.9メートル）、金精峠、金精山（標高2,242メートル）及び白根山三角点（標高2,577.6メートル）を経て錫ヶ岳三角点（標高2,388メートル）に至り、同点より沼田市と片品村の境界線を笠ヶ岳に向かって（約500メートル）進み、錫ヶ沢の水源地から錫ヶ沢に入り同沢を下流に進み仁加又沢との合流点に至り、同点から蚤塚山三角点（標高1,884.8メートル）に直線で結び、同点より北西に通ずる後線を通して国道120号線に至り、同所から同国道を鎌田方向に進んで、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉖**大峰山鳥獣保護区（利根郡みなかみ町）** 利根郡みなかみ町の一部で、国有林月夜野事業区のうち252林班、253林班及び254林班の区域であり、国有林251林班と国有林252林班の林班界との交点を起点とし、これから同林班界を北西に進んで大峰山頂に至り、これから更に北東に進んで国有林254林班と民有林との境界線に至り、これから同境界線を254林班、253林班、252林班と南進し大峰林道大沼支線に至り、これから更に252林班と民有林との境界を南進及び北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉗**谷川岳鳥獣保護区（利根郡みなかみ町）** 利根郡みなかみ町の国有林利根上流森林計画区308、309、310、317、318、319の各林班の区域。

㉘**法師鳥獣保護区（利根郡みなかみ町）** 利根郡みなかみ町の国有林利根上流森林計画区215、216、217、218、219、220の各林班の区域。

㉙**赤谷湖鳥獣保護区（利根郡みなかみ町）** 利根郡みなかみ町町内にある赤谷湖を中心とした周辺地域を包括する区域で、同町相俣市内の国道17号に架かる大峰橋橋下の町道浅地工貫線と町道浅地4号線との交点を起点とし、これから町道浅地工貫線を南西に進み町道浅地坂下線との交点に至り、これから同町道を北西に進み町道宮坂線との交点に至り、これから同町道を北西、南西及び北西に進み相俣ダム（赤谷湖）に至り、これから相俣ダム堤体を南西に進み赤谷湖（赤谷川）右岸に至り、これから西に進み向山尾根頂点（国有林利根上流森林計画区210林班と民有林の境界線との交点）に至り、これから同境界を北西に進み同国有林210林班「い」小班と「ろ6」小班及び民有林との交点に至り、これから同国有林210林班「い」小班と「ろ6、ろ7」各小班との境界を北西に進み同国有林210林班と211林班の境界に至り、これから同境界を北に進み同国有林210林班と211林班及び民有林との交点に至り、これから同国有林と民有林との境界を北に進み同国有林211林班「ほ2」小班と「は」小班及び民有林との交点に至り、これから同国有林211林班「ほ2」小班と「は」小班との小班界を尾根に沿って北西に進み同国有林211林班「ほ2」小班と「ほ1」小班及び「は」小班との交点に至り、これから同国有林211林班「ほ2」小班と「ほ1」小班の小班界を北西に進み同国有林211林班と民有林との境界に至り、これから北西に進み姉山地区裏の石尊山山頂（姉山地区裏から同山頂までは同国有林212林班「ろ」小班と民有林の尾根に沿った官民界を境とする。）に至り、これから同国有林212林班「い」小班と民有林の境界を北東に進み姉山林道との交点（接点）、これから北東に進み西川及び国道17号を横断し天神山南西尾根を経て同国有林224林班「ち」小班と「い1」小班及び民有林との交点に至り、これから同国有林224林班「い1」小班と民有林との境界を南東に進み天神山南東尾根に至り、これから同国有林と民有林の境界を離れ同尾根を南東に進み町道北町裏28号線の終点に至り、これから南東に進み町道北町裏29号線の始点と町道湯の町北町裏線との交点に至り、これから同町道を東に進み猿ヶ京一号幹線水路との交点に至り、これから同水路を東に進み神明神社前を経て北及び北東に進み町道宮野13号線直近で同水路が北東方向から南東方向に90度曲がって方向を変える地点（同水路が県営第一幹線隧すい道に繋がる地点）に至り、これから北東に進み赤谷川右岸の東京発電（株）赤谷川第三発電所に至り、これから南東に進み赤谷川を横断し駒形山山頂に至り、これから南に進み御尊山山頂に至り、これから南東に進み琴平山山頂を経て寺山山頂に至り、これから同山南東尾根の南側谷に沿って南東に進み県道月夜野猿ヶ京温泉線と町道相俣31号線との交点に至り、これから同町道を南に進み町道相俣18号線との交点に至り、これから同町道を南に進み町道相俣29号線との交点に至り、これから同町道を南に進み町道相俣23号線との交点に至り、これから同町道を東、南及び北に進み町道白石37号線との交点に至り、これから同町道を南に進み町道浅地4号線との交点を起点とする線で囲まれた一円の区域

㉚**仙ノ倉山鳥獣保護区（利根郡みなかみ町）** 利根郡みなかみ町相俣国有林及び猿ヶ京国有林の一部で、赤谷林道と国有林239林班と国有林240林班の林班界との交点を起点とし、これから同林班界を西に進んで240林班と国有林232林班の林班界との交点に至り、これから同林班界を南に進んで240林班と国有林231林班の林班界との交点に至り、これから同林班界を南に進んで231林班と国有林230林班の林班界との交点に至り、これから同林班界を西に進んで230林班と国有林220林班の林班界との交点に至り、これから同林班界を西に進んで新潟県との境界（三国山）に至り、これから同境界を北に進んで大原太山の西231林班と国有林233林班の境西端を経て同境界を北西に進んで平標山に至り、更に同境界を東に進んで仙ノ倉山、エビス大黒、万太郎山を経てオジ方沢ノ頭に至り、これから国有林236林班と国有林309林班の林班界を南に進んで国有林237林班の林班界との交点に至り、これから237林班と309林班の林班界を南西に進んで川棚ノ頭を経て国有林238林班と国有林243林班の林班界との交点に至り、これから同林班界を南西に進んで243林班と国有林242林班の林班界との交点（小出俣山）に至り、これから同林班界を南東及び南に進んで243林班と242林班は1小班の林班界との交点に至り、これから242林班は1小班界を南西に進んで240林班との林班界との交点に至り、これから同林班界を北に進んで239林班と240林班の林班界との交点に至り、これから同林班界を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉛**吾妻山南面鳥獣保護区（桐生市）** 桐生市の一部で、市道1-37号線と市道10015号線の交点を起点とし、これから同市道を西に進み市道2-37号線との交点に至り、これから同市道を北西に進み県道川内堤線との交点に至り、これから同県道を北西に進み堤町三丁目と川内町一丁目の境界線に至り、これから同境界線を後線に沿って北東に進み吾妻山（481.2メートル）を経て標高568.3メートル地点に至り、これから西方寺沢に沿って東に進み林道岡平線との交点に至り、これから同林道に沿って東に進み市道40035号線に至り、これから同市道を南東に進み市道40033号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み主要地方道桐生田沼線との交点に至り、これから同主要地方道を南西に進み市道1-37号線との交点に至り、これから同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉜**梅田鳥獣保護区（桐生市）** 桐生市の一部で、主要地方道桐生田沼線と県道上藤生大州線の交点を起点とし、これから同県道を北に進み市道40211号線との交点に至り、これから同市道を東及び南に進み主要地方道桐生田沼線との交点に至り、これから同主要地方道を東に進み旧林道皆沢線との交点に至り、これから同旧林道皆沢線を西に進み桐生川ダム管理道との交点に至り、これから同管理道を西に進み市道40171号線との交点に至り、これから同市道を西に進み旧林道星落沢線に通じる道路との交点に至り、これから同道路を東に進み旧林道星落沢線との交点に至り、これから同旧林道星落沢線を北及び西に進み主要地方道桐生田沼線との交点に至り、これから同主要地方道を東北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉝**桐生自然観察の森鳥獣保護区（桐生市）** 桐生市の一部で、市道45号線と桐生自然観察の森南端の駐車場進入路と交点を起点とし、これから川内町二丁目と川内町五丁目の境界線に延びている小尾根を北西に進んで、川内町二丁目と五丁目の境界線との交点に至り、これから同境界線（尾根）を北に進み標高360メートル地点を経て同境界線を北東に進んで、更に東、南東に進んで西の入国有林大町事業区55林班い小班と民有林との境界線に至り、これから同境界線を南東に進んで同国有林は2小班と民有林との境界線に至り、これから同境界線を南に進んで北西に向かう尾根（木柱）に至り、これから同尾根を南西に進んで鳥獣保護区を示す木柱に至り、同地点から起点を直線で結んだ線で囲まれた一円の区域。

㉞**金山鳥獣保護区（太田市）** 太田市の一部で、東長岡町追分地区の県道太田桐生線と国道407号と市道1級18号線の交差点を起点とし、これから同市道を南西に進んで市道太田山ノ前仲町100号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道太田金山仲町78号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道太田高山通4号線の交点に至り、これから同市道を北に進んで市道1級18号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道太田大島長手792号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道1級9号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道2級18号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道鶴生田強戸651号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道2級11号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道太田八ヶ入強戸口534号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道太田緑町1142号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道2級10号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで県道太田桐生線との交点に至り、これから同県道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉟**館林鳥獣保護区（館林市）** 館林市の一部で市道1級12号線と市道2級26号線の交点を基点とし、これから市道2級26号線を北に進んで市道2級25号線との交点に至り、これから市道2級25号線を東に進んで県道江口館林線との交点に至り、これから同県道を北北西に進んで国道354号線と県道佐野行田線との交点に至り、これから県道佐野行田線を北北東に進んで県道館林藤岡線との交点に至り、これから県道館林藤岡線を東に進んで県道板倉初谷館林線との交点に至り、これから県道板倉初谷館林線を東に進んで県道山王赤生田線との交点に至り、これから県道山王赤生田線を南西に進んで市道2級22号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道4060号線と市道4060号線を西に進んで県道前橋館林線との交点に至り、これから同県道を西に進んで市道4056号線との交点にいたり、これから同市道を南西に進んで市道4103号線との交点に至り、これから市道4103号線を北西に進んで県道今泉館林線との交点に至り、これから同県道を南東に進んで市道5192号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道5247号線に至り、これから市道5247号線を南東に進んで市道5235号線に至り、これから市道5235号線を南東に進んで市道5465号線との交点に至り、これから市道5465号線を南南西に進んで市道5468号線との交点に至り、これから市道5468号線を南東に進んで市道4579号線との交点に至り、これから市道4579号線を南南西に進んで市道5458号線との交点に至り、これから市道5458号線を東北東に進んで市道5215号線との交点に至り、これから市道5215号線を南西及び北西に進んで県道江口館林線との交点に至り、これから市道5087号線を北西に進んで市道5098号線に至り、これから市道5098号線を西に進んで市道1級12号線に至り、これから市道1級12号線を西に進んで基点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉔**多々良鳥獣保護区（館林市、邑楽郡邑楽町）** 館林市並びに邑楽郡邑楽町の一部で、国道122号と館林市市道1-5号線との交点を起点とし、これから同市道を市有地の保安林に沿って南西に進んで市道1-7号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで邑楽町との境界線に至り、これから町道幹線5号線を北に進んで町道幹線21号線との交点に至り、これから同町道を北へ進んで町道幹線3号線との交点に至り、これから同町道を南東に進み、館林市との境界線に至り、これから同境界線を北に進んで国道122号との交点に至り、これから同国道を東及び南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円区域。

㉕**花見ヶ原鳥獣保護区（桐生市）** 桐生市黒保根町の一部で、利根下流森林計画区赤面国有林425林班のうち、る小班、イ小班、ロ1小班及びびロ2小班の全部。

㉖**草木鳥獣保護区（みどり市）** みどり市東町の一部で、国道122号線と草木ダム管理道との交点を起点とし、これから同国道を北及び北東に進んで県道沢入桐生線との交点に至り、これから同県道を東南東及び北東に進み沢入橋を経て西南西に進んで渡良瀬川にかかる東宮橋に至り、これから同県道を南南西に進んで草木橋に至り、これから更に同県道を東南東及び南西に進んで草木ダム管理道との交点に至り、これから同管理道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉗**要害山鳥獣保護区（みどり市）** みどり市大間々町の一部で、国道122号線と市道1級19号線と市道1級14号線との交点を起点とし、これから同市道を北に進んで渡良瀬川にかかる新栄橋を経て県道小平塩原線との交点に至り、これから同県道を東に進んで福岡橋を経て市道大間々7127号線との交点に至り、これから同市道を南東及び東に進んで市道大間々7125号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道1級15号線との交点に至り、これから同市道を南西及び南に進んで市道大間々7097号線との交点に至り、これから同市道を南及び南東に進んで大間々ゴルフクラブとの境界線に至り、これから同境界線を南東に進んで市道大間々7059号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道大間々7053号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道大間々7051号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで県道駒形大間々線との交点に至り、これから同県道を西及び北西に進んで市道1級19号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の地域。

●特定猟具使用禁止区域（銃）

①**乗附鼻高特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 高崎市の一部で、乗附地内の主要地方道藤木・高崎線の小倉橋を起点とし、これから同主要地方道を西南西に進んで高崎市と安中市の境界線との交点に至り、これから同境界線を北北西に進んで碓氷川右岸に至り、これから同川右岸を下流に向かって東に進んで金ヶ崎用水取水口に至り、これから同用水路を南東に進んで荒久沢川との交点に至り、これから同川を南南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

②**井野川特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 高崎市の一部で、国道354号線上の綿貫町交差点を起点とし、これから同国道を北北西に進んで県道前橋・長静線との交点に至り、これから同県道を北に進んで県道高崎・伊勢崎自転車道線との交点に至り、これから同自転車道線を北西に進んで主要地方道前橋・高崎線との交点に至り、これから同主要地方道を北東に進んで県道井野停車場線との交点に至り、これから同県道を東に進んで関越自動車道併走市道E569との交点に至り、これから同併走市道を南東に進んで高崎市と前橋市の境界との交点に至り、これから同境界を南及び東に進んで同境界と関越自動車道併走市道E569との交点に至り、これから同併走市道を南東に進んで国道354号線との交点に至り、これから同国道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

③**烏川特定猟具使用禁止区域（高崎市、藤岡市）** 高崎市及び藤岡市の一部で、国道17号線と主要地方道高崎神流秩交線との交点を起点とし、これから同国道を南東に進んで市道11000号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで城南水処理センターに至り、これから同センターの南に接する崖に沿って南東に進み烏川に架かる県道金井倉賀野停車場線の共栄橋左岸橋合に至り、これから烏川左岸を東に進んで主要地方道前橋長静線に架かる柳瀬橋左岸に至り、これから烏川左岸を東に進んで烏川に架かる関越高速自動車道の烏川橋左端に至り、これから同橋を南に進んで同橋右端と烏川右岸堤防との交点に至り、これから同堤防を西北西に進んで主要地方道前橋長静線の柳瀬橋右端との交点に至り、これから同堤防を南西に進んで新鍋川橋右端との交点に至り、これから同橋を北北西に進んで同橋左端と鍋川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防を南西に進んで主要地方道寺尾藤岡線との交点に至り、これから同堤防を西に進んで市道1598号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで県道後賀山名停車場線との交点に至り、これから同県道を東に進んで主要地方道寺尾藤岡線との交点に至り、これから市道佐野一本松通り線を北に進んで根小屋取用水路との交点に至り、これから同用水路を北西に進んで烏川右岸の同用水路取入口に至り、これから烏川右岸を北西に進んで烏川に架かる主要地方道高崎神流秩交線の聖石橋右端と烏川右岸堤防との交点に至り、これから同堤防を北西に進んで和田橋右端に至り、これから同堤防を西北西に進んで金ヶ崎用水路との交点に至り、これから同用水路を西に進んで同用水路取入口に至り、これから碓氷川右岸を西に進んで高崎市と安中市との境界線に至り、これから同境界線を北に進んで碓氷川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防を東に進んで同堤防の先端に至り、これから烏川右岸堤防に至り、これから同堤防を北西に進んで主要地方道前橋安中富岡線との交点に至り、これから市道下里見町屋線を西に進んで県道箕郷板鼻線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで烏川に架かる中河原橋を経て、主要地方道あら町下室田線との交点に至り、これから同主要地方道を南東に進んで市道榛名6-418号線(新井誇行原線)との交点に至り、これから同市道を南南東に進んで市道榛名6-406号線との交点に至り、これから同市道を南南西に進んで市道榛名6-423号線との交点に至り、これから同市道を東南東に進んで市道榛名6-390号線との交点に至り、これから同市道を南南西に進んで市道榛名6-394号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道榛名6-418号線(新井誇行原線)との交点に至り、これから同市道を東に進んで主要地方道あら町下室田線との交点に至り、これから同主要地方道を東に進んで主要地方道前橋安中富岡線との交点に至り、これから同主要地方道と烏川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防を南東に進んで榛名白川右岸堤防との交点に至り、これから同堤防を北北西に進んで榛名白川に架かる新波橋右岸に至り、これから同橋を北に進んで白川橋右岸に至り、これから同橋を東に進んで榛名白川の堤防との交点に至り、同堤防を南南西に進んで主要地方道前橋安中富岡線と主要地方道高崎安中渋川線との交点に至り、これから主要地方道高崎安中渋川線を南東に進んで高崎市のサイクリング道路入口に至り、これから同サイクリング道路を南東に進んで烏川左岸に至り、これから同左岸を南東に進んで起点に至る堤防を含む一円の区域。

④**上奥平小塚特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 多野郡吉井町と高崎市寺尾町の一部分で、雁行川とカマガヤツ沢との合流点を起点とし、これから同川を西に進んで町道大黒取上線に至り、これから同町道を西に進んで県道高崎藤木線に至り、これから同県道を北進して吉井町と高崎市との境界線の交点に至り、これから同境界線を東進して観音山鳥獣保護区の境界線に至り、これから同保護区の境界線を東南東に進んでカマガヤツ沢に至り、これから同沢を南進して起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑤**中山峠・吉井特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 高崎市及び多野郡吉井町の一部で、高崎市寺尾町地内の主要地方道高崎万場秩交線と県道寺尾藤岡線との交点を起点とし、これから同県道を東南に進んで金井沢川進入道との交点に至り、これから同道を南南西に進んで国有林と民有林の境界との交点に至り、これから同境界を東南東及び西南西に進み高崎市と吉井町の境界を経て陸上自衛隊吉井弾薬支所の境界との交点に至り、これから同境界を西南西及び南東に進んで県道後賀山名停車場線との交点に至り、これから同県道を東に進んで町道三嶋前田中線との交点に至り、これから同町道を南に進んで町道北海道端泉線との交点に至り、これから同町道を東に進んで町道九反町源田屋敷線との交点に至り、これから同町道を南に進み鍋川と赤坂川の合流点に至り、これから赤坂川右岸を南に進み県道下栗須馬庭停車場線との交点に至り、これから同県道を南西に進んで国道254号線との交点に至り、これから同国道を西に進んで町道夜明原線との交点に至り、これから同町道を南南東に進んで町道久保東沢線に至り、これから同町道を南に進んで上信越自動車道に至り、これから同自動車道を西に進んで吉井町と甘楽町の境界との交点に至り、これから同境界を北に進んで県道後賀山名停車場線との交点に至り、これから同県道を東に進んで主要地方道高崎万場秩交線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで日向部落に通ずる道路との交点において吉井町と高崎市の境界との交点に至り、これから同境界を西及び北に進んで観音山鳥獣保護区境界との交点に至り、これから同境界（県道金井高崎線市道館清水線）を東及び北東に進んで市道上ノ山線との交点に至り、これから同市道を東に進んで主要地方道高崎万場秩交線との交点に至り、これから同地方道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑥**唐沢川特定猟具使用禁止区域（高崎市、北群馬郡榛東村）** 高崎市、群馬郡群馬町及び箕郷町並びに北群馬郡榛東村の一部で、市道D887号線の早瀬川に架かる小井野川橋右岸を起点とし、これから早瀬川右岸を西北西に進んで市道御布呂線との交点に至り、これから同市道を北北西に進んで主要地方道前橋安中富岡線との交点に至り、これから同主要地方道を東北東に進んで井野川右岸（浜井橋）に至り、これから同川右岸を北北西に進み高崎北高等学校野球グラウンド西側を経て、さらに北北西に進んで群馬町道104号線との交点（保渡田橋）に至り、これから同町道を西に進んで町道5-2号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道5-33号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道5-23号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道5-21号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで箕郷町道205号線との交点に至り、これから同町道を北北西に進んで町道4-165号線との交点に至り、これから同町道を北北西に進んで町道4-95号線との交点に至り、これから同町道を北北西に進んで町道4-72号線との交点に至り、これから同町道を北北西に進んで町道4-62号線との交点に至り、これから同町道を北北西に進んで町道7-214号線との交点に至り、これから同町道を北北西に進んで町道7-135号線との交点に至り、これから同町道を東北東に進んで町道7-131号線との交点に至り、これから同町道を東南東に進んで農道との交点に至り、これから同農道を南南西及び南東に進んで主要地方道高崎安中渋川線との交点に至り、これから同主要地方道を北東に進んで県道新井榛名線との交点に至り、これから同県道を東南東に進んで県道南新井榛名線との交点に至り、これから同県道を東南東に進んで主要地方道高崎渋川線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで県道柏木沢高崎線との交点に至り、これから同県道を西に進んで市道D887号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで大井野川橋を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑦**すみれが丘特定猟具使用禁止区域（安中市）** 安中市の一部で、市道幹128号線と市道幹127号線（南部農免道路）との交点を起点とし、これから市道幹127号線（南部農免道路）を南西に進んで、猫沢川に架かる深待橋に至り、さらに同市道を西に進んで、県道松井田・中野谷・安中線との交点に至り、これから同県道を北東に進んで、市道幹128号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑧**鷹之巣特定猟具使用禁止区域（安中市）** 安中市の一部で、市道幹115号線と国道18号線との交点を起点とし、これから同国道を西に進んで市道板79号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道板85号線と市道板42号線との交点に至り、これから市道板42号線を北東及び東南東に進んで市道幹115号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑨**下山特定猟具使用禁止区域（安中市）** 安中市の一部で、市道安593号線と県道安中・富岡線との交点を起点とし、これから同県道を南西から西へ進んで、市道安598号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで、市道安593号線との交点に至り、これから市道安593号線を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑩**安中・磯部特定猟具使用禁止区域（安中市）** 安中市の一部で、市道1001号線と県道吉井安中線の交点を起点とし、これから同県道を南西に進み市道幹121号線との交点に至り、これから同市道を南西に進み県道磯部停車場上野尻線との交点に至り、これから同県道を南西に進み県道下仁田安中倉瀬線との交点に至り、これから同県道を南西に進み県道磯部停車場線との交点に至り、これから同県道を南西及び南に進み県道磯部停車場妙義山線との交点に至り、これから同県道を西及び南に進み県道下仁田安中倉瀬線との交点に至り、これから同県道を南西に進み幹線道路2号線との交点に至り、これから同幹線道路を北西及び西に進み支線道路12号線との交点に至り、これから同支線道路を北に進み市道93230号線との交点に至り、これから同市道を北東に進み市道90107号線との交点に至り、これから同市道を北に進み県道磯部停車場妙義山線との交点を経て市道93540号線との交点に至り、これから同市道を北に進みJ R信越本線との交点に至り、これから同本線を北西に進み国道18号に架かる五料橋に至り、これから同国道を東南東に進み県道松井田下仁田線との交点に至り、これから同県道を東南東に進み県道渋川松井田線との交点に至り、これから同県道を東南東に進み国道18号との交点に至り、これから同国道を東に進み市道1696号線との交点に至り、これから同市道を北に進み市道1694号線との交点に至り、これから同市道を北に進み市道1705号線との交点に至り、これから同市道を北に進み下高別当橋を渡り市道1001号線との交点に至り、これから同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑪**室田・神山特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 群馬郡榛名町の一部で、主要地方道高崎・榛名線と県道安中・榛名湖線との交点を起点とし、これから同県道を南に進んで町道210号線との交点に至り、これから同町道を北西に進んで、県道落合・榛名線との交点に至り、これから同県道を西に進んで町道3111号線との交点に至り、これから同町道を北西に進んで町道3125号線との交点に至り、これから町道3125号線を北西に進んで町道3128号線との交点に至り、これから町道3128号線を北に進んで終点に至り、これから同終点と国道406号線と町道2191号線との交点を結ぶ線を北に進んで同交点に至り、これから同町道を東に進んで町道2081号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで県道安中・榛名湖線との交点に至り、これから同県道を北北西に進んで町道201号線との交点に至り、これから同町道を北北東に進んで町道101号線との交点に至り、これから町道101号線を南東に進んで主要地方道高崎・榛名線との交点に至り、これから同主要地方道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑫**榛名荘特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 高崎市の一部で県道安中榛名湖線と市道2130線との交点を起点とし、これから同市道を南南西に進んで市道2146線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道106線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道2241線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道2187線との交点に至り、これから同市道を北北西に進んで県道安中榛名湖線との交点に至り、これから同県道を東南東に進んでヤゲン堀にかかる同県道橋梁の北端にある市道101線に通ずる歩道との交点に至り、これから同歩道を北東に進んで市道101線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道203線との交点に至り、これから同市道を南南東に進んで県道安中榛名湖線との交点に至り、これから同県道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑬**宮沢特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 高崎市の一部で、市道榛名-109号線（市道神戸・宮沢線）と県道新井下室田線との交点を起点とし、これから同県道を北に進み市道榛名-215号線との交点に至り、これから同市道を北に進み市道榛名-1774号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み市道榛名-1452号線（通称「フルーツライン」）との交点に至り、これから同市道を北北東、南東及び北に進み市道榛名-1797号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道榛名-1790号線との交点に至り、これから同市道を南に進み市道榛名-1803号線との交点に至り、これから同市道を東に進み県道新井下室田線との交点に至り、これから同県道を南に進み市道榛名-5210号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道榛名-5211号線との交点に至り、これから同市道を南南東に進み市道榛名-5186号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み崖を経て市道榛名-5498号線（市道白岩・宮沢線）に至り、これから同市道を南西に進み市道榛名-5211号線との交点に至り、これから同市道を南に進み市道榛名-5418号線との交点に至り、これから同市道を南に進み市道榛名-5419号線との交点に至り、これから同市道を西に進み市道榛名-5116号線との交点に至り、これから同市道を西に進み市道榛名-109号線（市道神戸・宮沢線）との交点に至り、これから同市道を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑭**高浜特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 群馬郡榛名町の一部で、主要地方道高崎榛名線と町道1-140号との交点を起点とし、これから同町道を北北西に進んで町道高浜金井原線との交点に至り、これから同町道を北北西及び北東に進んで町道中原金井原線との交点に至り、これから同町道を東北東及び南南東更に東北東に進んで町道高浜十文字線との交点に至り、これから同町道を南に進んで町道ト-280号線との交点に至り、これから同町道を東北東及び南東に進んで県道箕郷板鼻線との交点に至り、これから同県道を南東に進んで町道トドメキ白浜線との交点に至り、これから同町道を南南東に進んで主要地方道高崎榛名線との交点に至り、これから同地方道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑮**さわび学園特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 群馬郡榛名町と倉瀬村の一部で、主要地方道渋川松井田線と県道安中榛名湖線との交点を起点とし、これから同県道を南に進んで町道103号線との交点に至り、これから同町道を南西に進んで榛名川（曇石橋）との交点に至り、これから同河川を南南西に進んで榛名町と倉瀬村との境界線の交点に至り、これから同境界線を西に進んで山頂に至り、これから同境界線を北に進んで主要地方道渋川松井田線との交点に至り、これから同地方道を西に進んで道路右側の石碑（昭和15年皇紀2,600年記念植栽地倉田村第2区）に至り、これから村道靴屋蘭津線に向う稜線を北北東に進んで村道靴屋蘭津線との交点に至り、これから同村道を北北西に進んで蘭津地区東端の深窪沢の南に接する稜線との交点に至り、これから同稜線を北東に進んで榛名町と倉瀬村との境界線に至り、これから同境界線を南に進んで小田原地区に通ずる水道に沿う歩道との交点に至り、これから同歩道を南に進んで榛名湖から蘭津地区に通ずる歩道との交点に至り、これから同歩道を北東に進んで主要地方道渋川松井田線との交点に至り、これから同地方道を北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑯**川浦小学校特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 群馬郡倉瀬村の一部で、県道長野原倉瀬線と村道随原塩之沢線との交点を起点とし、これから同村道を西に進んで太陽興産所有の火薬貯蔵庫（火薬庫を含む）と同村道の交点に至り、これから同火薬貯蔵庫境界線を北に進んで県道長野原倉瀬線と林道赤竹線の交点に至り、これから同県道を東および南南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑰**はるな郷特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 群馬郡箕郷町の一部榛名山南麓の地域にあって、大字善地字麩石116番地先で交差する車道の三差路（1）を起点として、これから字麩石、字榎の木沢及び石切谷の字界（2）に至り、これから相馬村村有林碑（3）に直進し、同碑からさらに大字中冠字中峯538、537及び536番地と535番地との境（4）を東進して、中尾根（通称）の峯にある車道（5）に至り、これから同道を南進して、大字松之沢地内にある琴平山頂観測やぐらと起点を直線で結ぶ線（6）に至り、これから起点を直線で結ぶ線で囲まれた一円の区域。

⑱**棟高特定猟具使用禁止区域（高崎市）** 高崎市の一部で、県道高崎渋川線と県道足門前橋線との交点を起点とし、県道足門前橋線を東に進んで関越自動車道との交点に至り、これから同自動車道を南に進んで旧群馬町と旧高崎市との境界線に至り、これから同境界線を南西に進んで県道高崎渋川線との交点に至り、これから同県道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の地域

⑲**行田・大牛特定猟具使用禁止区域（安中市・富岡市）** 安中市と富岡市の一部で、主要地方道松井田下仁田線と安中市及び富岡市の市境の交点を起点とし、市境に沿って西に進んで市道13054号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道13043号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道13037号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで一般県道妙義山線との交点に至り、これから同一般県道を西に進んで市道13035号線との交点に至り、これからアタゴ山のふれあいプラザとを結んだ見通し線をアタゴ山のふれあいプラザ方向に進んで一般県道上小坂四ツ家妙義線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで一般県道磯部停車場妙義山線との交点に至り、これから同一般県道を北東に進んで主要地方道松井田下仁田線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで市道95475号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道9206号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで林道行田中木線との交点に至り、これから同林道を北西に進んで市道95305号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道9110号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで国道18号線との交点に至り、これから同国道を東に進んで市道9206号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道95120号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道95121号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで上信越自動車道との交点に至り、これから同自動車道を南東に進んで主要地方道松井田下仁田線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑳**前橋荒砥特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 前橋市の一部及び伊勢崎市の一部で、県道前橋西久保線と市道00-045号線の交点を起点とし、これから同市道を北に進み県道前橋大間々桐生線との交点に至り、これから同県道を東に進み江木町と堀越町の境界線との交点に至り、これから同境界線を東、南、東及び南に進み江木町、堀越町及び富田町の境界点に至り、これから堀越町と富田町の境界線を東に進み堀越町、富田町及び茂木町の境界点に至り、これから富田町と茂木町の境界線を南、南東及び東に進み富田町、茂木町及び泉沢町の境界点に至り、これから茂木町と泉沢町の境界線を北に進み茂木町、泉沢町及び大胡町の境界点に至り、これから泉沢町と大胡町の境界線を北東に進み泉沢町、大胡町及び上大屋町との境界点に至り、これから泉沢町と上大屋町の境界線を東及び南に進み泉沢町、上大屋町及び神沢の森との境界点に至り、これから上大屋町及び神沢の森の境界線を東及び北に進み上大屋町、神沢の森及び樋越町の境界点に至り、これから神沢の森と樋越町の境界線を北東に進み県道苗ヶ島飯土井線との交点に至り、これから同県道を南に進み市道21-1125号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道10-047号線との交点に至り、これから同市道を南に進み大正用水との交点に至り、これから同用水を東に進み西大室町と粕川町深津の境界線との交点に至り、これから同境界線を東南東に進み桂川との交点に至り、これから同川を南に進み国道50号との交点に至り、これから同国道を西に進み市道00-085号線との交点に至り、これから同市道を南に進み市道11-501号線との交点に至り、これから同市道を西に進み市道11-490号線との交点に至り、これから同市道を西及び南に進み市道11-491号線との交点に至り、これから同市道を西に進み市道11-492号線との交点に至り、これから同市道を北に進み市道11-007号線との交点に至り、これから同市道を西に進み東橋を経て市道00-160号線との交点に至り、これから同市道を北に進み国道50号との交点に至り、これから同国道を西に進み県道藤岡大胡線との交点に至り、これから同県道を北東に進み県道前橋西久保線との交点に至り、これから同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉑**東吾妻・中之条・渋川特定猟具使用禁止区域（渋川市、吾妻郡中之条町、東吾妻町）** 吾妻郡東吾妻町の一部、吾妻郡中之条町の一部及び渋川市村上一部で、国道353号と県道新巻市城線の交点を起点とし、これから同県道を南に進み県道渋川東吾妻線との交点に至り、これから同県道を東に進み町道7023号線との交点に至り、これから同町道を北に進み町道7003号線との交点に至り、これから同町道を東に進み町道7014号線との交点に至り、これから同町道を北に進み町道7012号線との交点に至り、これから同町道を北に進み町道7013号線との交点に至り、これから渋川市村上字塩川地内国道353号とJ R吾妻線との交点を結んだ線を北に進み国道353号に至り、これから同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉒**鼻毛石・柏倉特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 前橋市の一部で、市道20-3429号線と市道00-179号線の交点を起点とし、これから同市道を西に進み市道20-3265号線との交点に至り、これから同市道を西に進み市道00-373号線との交点に至り、これから同市道を西に進み市道20-3247号線との交点に至り、これから同市道を西に進み県道大胡赤城線との交点に至り、これから同県道を南及び南西に進み県道四ツ塚原之郷前橋線との交点に至り、これから同県道を東に進み市道20-4036号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み県道上神梅大胡線との交点に至り、これから同県道を南に進み市道20-4046号線との交点に至り、これから同市道を東に進み県道苗ヶ島飯土井線との交点に至り、これから同県道を北に進み県道上神梅大胡線との交点に至り、これから同県道を西に進み市道20-3450号線との交点に至り、これから同市道を北東に進み県道苗ヶ島飯土井線との交点に至り、これから同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉔**大渡橋下流特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 前橋市の大渡橋下流から、南部大橋上流を区域とする利根川の流域で、大渡橋と利根川左岸の低水護岸の交点を起点とし、これから大渡橋を西に進んで同川右岸の低水護岸の交点に至り、これから、同護岸を下流に約900m進んで、県道総社石倉線に至る歩道に至り、これから同歩道を西に進んで、県道総社石倉線に至り、これを南に進んで主要地方道前橋安中富岡線の交点に至り、主要地方道前長静線を約100m東に進んで、同主要地方道を南下し、市道00-125号線との交点に至り、同市道を東へ進み南部大橋を渡り、市道00-016号線との交点に至り、同市道を北上し、市道11-492号線との交点に至り、同市道を西へ約100m進み市道01-087号線との交点に至り、同市道を北上し、県道石倉前橋停車場線と交差し、市道01-053号線を北上し市道01-052号線の交点に至り、同市道を北上し国道17号線との交点に至り、同国道を西へ進み市道01-045号線との交点に至り、同市道を北上し市道00-015号線との交点に至り、同市道を左折し北上し国体道路の交点に至り、これを左折北上し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉕**嶺公園特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 前橋市及び勢多郡富士見村並びに大胡町の一部で、前橋市の主要地方道渋川・大胡線と市道00-033号線との交点を起点とし、これから同市道を北に進んで市道06-119号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道06-120号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで嶺公園との境界に至り、これから同境界を西に進んで前橋市と勢多郡富士見村との境界に至り、これから同境界を北に進んで国道353号線との交点を経て富士見村の村道2077号線との交点に至り、これから同村道を北に進んで村道2078号線との交点に至り、これから同村道を北に進んで林道鍋柄相吉線との交点に至り、これから同林道を東に進んで富士見村と勢多郡宮城村との境界に至り、これから同境界を南に進んで富士見村、宮城村、大胡町及び前橋市との境界点に至り、これから前橋市と大胡町の境界を南に進んで大胡町の町道1026号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで町道1027号線を経て町道1039号線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで町道1072号線及び国道353号線との交点に至り、これから町道1072号線を南に進んで町道1083号線との交点に至り、これから同町道を南西に進んで町道102号久根下・石倉線との交点に至り、これから同町道を南に進んで町道1065号線との交点に至り、同町道を西に進んで町道1067号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道102号久根下・石倉線との交点に至り、これから同町道を北西に進んで町道1063号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道1060号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで国道353号線との交点に至り、これから同国道を西に進んで前橋市の市道06-052号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道06-056号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道00-036号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道00-217号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道06-143号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道06-114号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで主要地方道渋川・大胡線との交点に至り、これから同地方道を北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉖**八幡川・染谷川特定猟具使用禁止区域（前橋市、高崎市、北群馬郡榛東村）** 北群馬郡榛東村、前橋市及び高崎市の一部で、県道足門前橋線と主要地方道高崎渋川線との交点を起点とし、これから同主要地方道を北に進んで県道南新井前橋線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで県道新井下室田線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで新保橋に至り、これから八幡川を東に進んで主要地方道高崎渋川線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで前橋市道00-150号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで前橋市道18-044号線と関越自動車道西側道との交点に至り、これから同側道を南に進んで主要地方道前橋箕郷線との交点に至り、これから同主要地方道を東に進んで関越自動車道東側道との交点に至り、これから同側道を南に進んで主要地方道足門前橋線との交点に至り、これから同主要地方道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉗**総社・大渡橋上流特定猟具使用禁止区域（前橋市、北群馬郡吉岡町）** 前橋市と北群馬郡吉岡町の一部で前橋ゴルフ場、吉岡町緑地運動公園を包括する区域で、大渡橋と利根川左岸の低水護岸の交点を起点とし、これから大渡橋を西に進んで同川右岸の低水護岸の交点に至り、これから同護岸を下流に約900m進んで県道総社石倉線に至る歩道に至り、これから同歩道を西に進んで、県道総社石倉線に至り、これから同県道を北に進んで県道前橋伊香保線との交点に至り、これから同県道を西に進んで市道18-502号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道18-476号線との交点に至り、これから同市道を東、途中から北に進んで市道18-488号線に至り、これから同市道を東に進み、さらに東に進んで利根川右岸の河川敷境界に至り、同河川敷境界を上流に進んで牛王頭川河口に至り、これから同川を上流に進んで天狗岩用水路との交点に至り、これから同用水路に沿って北に進んで吉岡町大字漆原を経て天狗岩用水取出口地点に至る。この地点と利根川左岸の市道00-001号（通称田口・関根線）と市道00-201号が交わる地点を直線で結び、これから市道00-001号を南に進み前橋ゴルフ場南端の境界に至り、これから同境界を南に進んで利根川左岸の低水護岸に至り、これから同護岸に沿って下流に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉘**総社大渡特定猟具使用禁止区域（前橋市、高崎市）** 前橋市、高崎市及び群馬郡群馬町の一部で、主要地方道前橋箕郷線と県道総社石倉線との交点を起点とし、同主要地方道を西へ進み、関越自動車道との交点に至り、同関越道を南へ進み、上越線との交点に至り、同線路を北東へ進み、新前橋駅に至り、そこから両毛線を北東へ進み主要地方道前橋高崎線との交点に至り、同主要地方道を北に進み、県道総社石倉線との交点に至り、同県道を北に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉙**桃ノ木川・広瀬川特定猟具使用禁止区域（前橋市、伊勢崎市）** 前橋市及び伊勢崎市の一部で、前橋市の市道00-010号線と桃ノ木川との交点にある天神橋の右岸橋台を起点とし、これから同市道を西に進んで国道17号線との交点に至り、これから同国道を北北西に進んで同国道と桃ノ木川の交点に至り、これから桃ノ木川左岸堤防沿いに南南東（下流）に進み広瀬川との合流点に至り、これから広瀬川左岸堤防沿いに南東（下流）に進んで主要地方道八斗島今泉線との交点に至り、これから同主要地方道を南西に進み広瀬川右岸堤防との交点に至り、これから同岸堤防沿いに北西（上流）に進んで桃ノ木川との合流点に至り、これから桃ノ木川右岸堤防沿いに北西（上流）に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉚**西小地区特定猟具使用禁止区域（渋川市）** 渋川市の一部で、主要地方道渋川松井田線と市道1-4226号線との交点を起点とし、これから同主要地方道を南西に進んで市道軽浜線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道金井大野線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道1-5669号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道1-5642号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道元町入沢線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道1-4226号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉛**渋川西特定猟具使用禁止区域（渋川市）** 渋川市の一部で、主要地方道渋川松井田線と榛名東麓大規模農道との交点を起点とし、これから榛名東麓大規模農道を南南東に進んで市道36号裏宿大野線との交点（陸橋）に至り、これから同市道を東に進んで折原部落に通ずる歩道との交点に至り、これから同歩道を南東に進んで市道北込大野線を経て黒沢川との交点に至り、これから同川を南西に進み榛名東麓大規模農道との交点を経て渋川市と伊香保町の境界線との交点に至り、これから同境界線を北及び北西に進み県道前橋伊香保線との交点を経て更に北に進んで県道前橋伊香保線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで渋川市と伊香保町の境界線との交点に至り、これから同境界線を北東に進み主要地方道渋川松井田線との交点を経て更に進んで伊香保国際センターゴルフ場との交点を西及び北西に進んで市道4447号線との交点に至り、これから同市道4447号線を北東に進んで県道渋川吉岡線との交点に至り、同県道渋川吉岡線を東及び南、更に東及び南に進み市道金井伊香保線との交点に至り、同市道金井伊香保線を東に進み市道4688号線との交点に至り、ここから東に進み市道4688号線を南東に進み登沢川を渡りこれから折原部落に通ずる歩道を南東に進み県営農農道渋川西部地区線との交点に至り、同県営農農道渋川西部地区線を南西に進み主要地方道渋川松井田線との交点に至り、同地方道を南南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉜**石原上郷特定猟具使用禁止区域（渋川市）** 渋川市の一部で、市道渋川駅前通り線と平沢川の交点を起点とし、これから同市道を南東に進んで市道1110号線との交点に至り、これから同市道を南及び南西に進んで市道2275号線との交点に至り、これから同市道を西に進み東京電力上越幹線（高圧送電線）との交点に至り、これから同送電線を下流に進み市道2260号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道224号線との交点に至り、これから同市道を北東、北及び北西に進んで市道3267号線との交点に至り、これから同市道を東及び北に進んで市道3256号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで渋川自動車教習所跡敷地の西側境界線に至り、これから同境界線を北に進んで渋川自動車教習所跡敷地の北端に至り、これから北に約150メートル進んで平沢川に至り、これから平沢川を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉝**寄島川島特定猟具使用禁止区域（渋川市）** 子持村及び渋川市の一部で、県道下新田渋川線と村道横堀線327号との交点を起点として、これから県道下新田渋川線を南西に進んで、国道353号線との交点および北群馬橋を経て県道原町渋川線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで上越新幹線工事用道路との交点に至り、これから同工事用道路を北に進んで、渋川市と小野上村との境界線に至り、これから同境界線を東に進んで、小野上村と子持村及び渋川市との境界点に至り、これから小野上村と子持村との境界線を北東に進んで国道353号線との交点に至り、これから同国道を南南東及び南東に進んで、村道横堀線48号との交点に至り、これから同村道を東北東に進んで村道横堀線146号との交点に至り、これから同村道を東南東に進んで村道横堀線2号との交点に至り、これから同村道を南東に進んで、村道横堀線315号との交点に至り、これから同村道を南東に進んで村道横堀線319号との交点に至り、これから同村道を東南東に進んで村道横堀線327号との交点に至り、これから同村道を東南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉞**刀川特定猟具使用禁止区域（渋川市）** 勢多郡赤城村の一部で、敷島橋上の北群馬郡子持村との郡・村境界点を起点とし、主要地方道大間々宮城子持線を東南東に進み関越自動車道下に至り、同自動車道沿いに北北西に進み村道横野46号線との交点に至り、これから村道横野46号線を南東に進んで村道横野29号線との交点に至り、これから同村道横野29号線を南西に進んで村道横野1号線との交点に至り、これから同村道横野1号線を南南西に進んで県道渋川大間々線との交点に至り、これから同県道を南西に進んで県道下久屋渋川線との交点に至り、これから同県道下久屋渋川線を北に進み県道宮田吹屋線との交点に至り、同県道宮田吹屋線を西北西に進み宮田橋上の郡・村境界点に至り、同郡・村境界線を北北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉟**栄特定猟具使用禁止区域（渋川市）** 勢多郡赤城村の一部で、村道横野17号線と村道横野18号線の交点を起点とし、これから村道横野18号線を北東に進んで村道4号線の交点に至り、これから同4号線を北東に進んで石井街道の交点に至り、これから同街道を南東に進んで唐沢右岸の稜線に至り、これから同稜線を南西に進んで村道51号線の交点に至り、これから同村道を南西に進んで村道横野17号線の交点に至り、これから同村道17号線を西北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊀**北上野特定猟具使用禁止区域（渋川市）** 勢多郡赤城村の一部で、村道大規模線と村道丸塚線との交点を起点とし、これから村道丸塚線を東に進んで村道北上野6103号線との交点に至り、これから同村道を南及び西に進んで赤城南麓広域農道との交点に至り、これから同農道を北西に進んで村道大規模線との交点に至り、これから同村道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域

㊁**赤城白川特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 前橋市富士見町石及び小暮の一部で、市道22-3289号線と市道22-3305号線の交点を起点とし、これから同市道を南西に進んで、市道小暮・石井線との交点に至り、これから同市道を北西に進み上白川橋を経て市道22-3254号線との交点に至り、これから同市道を北北東に進んで市道22-3289号線との交点に至り、これから同市道を北北東に進んで新白川橋を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊂**大胡新井特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 勢多郡大胡町の一部で、町道1号柴崎・金丸線と町道1087号線との交点を起点とし、これから町道1087号線を北西に進んで町道1082号線との交点に至り、これから町道1082号線を北に進んで町道1076号線との交点に至り、これから町道1076号線を南東に進んで町道1号柴崎・金丸線との交点に至り、これから町道1号柴崎・金丸線を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊃**滝窪特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 勢多郡大胡町の一部で、群馬用水赤城幹線と町道1号柴崎・金丸線との交点を起点とし、これから同町道を南に進んで町道2064号線との交点に至り、これから町道2064号線を西に進んで町道窪皆戸・

前野線との交点に至り、これから町道窪皆戸・前野線を南に進んで町道2138号線との交点に至り、これから町道2138号線を北東に進んで町道2142号線との交点に至り、これから町道2142号線を西に進んで町道2003号線との交点に至り、これから町道2003号線を北に進んで群馬用水赤城幹線との交点に至り、これから同用水を北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉔**大胡特定猟具禁止区域（前橋市）** 前橋市の一部で、県道前橋大間々桐生線と粕川町込皆戸と樋越町との境界線との交点を起点とし、これから同境界線を南に進み粕川町込皆戸、樋越町及び神沢の森の境界点に至り、これから樋越町と神沢の森の境界線を西に進み樋越町、神沢の森及び上大屋町の境界点に至り、これから神沢の森と上大屋町の境界線を南及び西に進み神沢の森、上大屋町及び泉沢町の境界点に至り、これから上大屋町と泉沢町の境界線を北及び西に進み上大屋町、泉沢町及び大胡町の境界点に至り、これから大胡町と泉沢町の境界線を南西に進み大胡町、泉沢町及び茂木町の境界点に至り、これから泉沢町と茂木町の境界線を南に進み泉沢町、茂木町及び富田町の境界点に至り、これから茂木町と富田町の境界線を西、北西及び北に進み茂木町、富田町及び樋越町との境界点に至り、これから富田町と樋越町の境界線を西に進み富田町、樋越町及び江木町との境界点に至り、これから樋越町と江木町の境界線を西及び北に進み県道前橋大間々桐生線に至り、これから同県道を西に進み市道00-044号線との交点（狹窪町交差点）に至り、これから同市道を北東に進み市道00-168号線に至り、これから同市道を北に進み市道00-358号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道19-2117号線との交点に至り、これから同市道を北及び北西に進み市道00-171号線に至り、これから同市道を北西に進み市道00-364号線との交点に至り、これから同市道を北及び北東に進み市道00-170号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み市道00-169号線との交点に至り、これから同市道を北東及び北に進み市道00-183号線に至り、これから同市道を北に進み県道四ツ塚原之郷前橋線との交点に至り、これから同県道を東及び南東に進み県道上神梅大胡線との交点に至り、これから同県道を南及び南西に進み市道19-4062号線との交点に至り、これから同市道を南東及び南に進み市道00-359号線との交点に至り、これから同市道を西に進み市道19-4090号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み市道19-4178号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道19-4093号線との交点に至り、これから同市道を南西に進み県道前橋大間々桐生線との交点に至り、これから同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉕**赤城農産・フラワーパーク特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 勢多郡宮城村の一部で、県道大間々・宮城・子持線と村道1139号線との交点を起点とし、これから同県道を南西及び西に進んで村道3005号線との交点に至り、これから同村道を南に進んで村道3221号線との交点に至り、これから村道3221号線を南に進んで村道01号線との交点に至り、これから村道01号線を南及び西に進んで村道3265号線との交点に至り、これから村道3265号線を西に進んで村道119号線との交点に至り、これから村道119号線を西に進んで村道3247号線との交点に至り、これから村道3247号線を西に進んで県道大胡・赤城線との交点に至り、これから同県道を北に進んで県道大間々・宮城・子持線との交点に至り、これから県道大間々・宮城・子持線を東に進んで村道1136号線との交点に至り、これから同村道を北に進んで村道1148号線との交点に至り、これから村道1148号線を北に進んで管広沼の堤防に建設された管広沼土改良建設記念碑に至り、これから同沼の堤防（堤堰）を東に進んで村道114号線との交点に至り、これから同村道を北に進んで電力研究所所有地と民有地との境界（歩道）に至り、これから同境界を北北東に進んで赤城青年農場から忠治温泉に通じる歩道との交点に至り、これから赤城青年農場から忠治温泉に通じる歩道を南に進んで大字赤城山宇大畑と宇東沢の字界に至り、これから同字界を東に進んで林道一ノ渡戸線との交点に至り、これから同林道を南に進んで林道1139号線との交点に至り、これから同村道を南に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

㉖**粕川特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 勢多郡粕川村の一部で、県道三夜沢・国定停車場線と主要地方道前橋・大間々・桐生線との交点を起点とし、これから同主要地方道を北東に進んで村道3023号線との交点に至り、これから同村道を南に進んで村道（114号）上東・前皆戸線に至り、これから村道上東・前皆戸線を南に進んで村道3084号線に至り、これから村道3084号線を南に進んで村道3085号線に至り、これから村道3085号線を南に進んで村道2063号線との交点（粕川大橋）に至り、これから村道2063号線を西に進んで県道三夜沢・国定停車場線との交点に至り、これから同県道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉗**月田稲里地区特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 勢多郡粕川村の一部で、村道4091号線と村道4090号線との交点を起点とし、村道4090号線を南へ進み、村道103号線との交点に至り、村道103号線を西に進み用水路（粕川村と宮城村の行政境）に至り、同水路を南南西に進み、村道5007号線との交点に至り、同村道を西へ進み、県道三夜沢国定停車場線との交点に至り、同県道を南に進み、村道5006号線との交点に至り、同村道を西へ進み、村道5020号線との交点に至り、村道5020号線を南に進み、村道5018号線との交点に至り、村道5018号線を西へ進み、村道5027号線との交点に至り、村道5027号線を南へ進み、村道5026号線との交点に至り、村道5026号線を東に進み、村道5025号線との交点に至り、村道5025号線を東に進み、村道5105号線との交点に至り、村道5105号線を南に進み、村道3号線との交点に至り、村道4095号線との交点に至り、村道4095号線を北に進み、村道5058号線との交点に至り、村道5058号線を東に進み、村道111号線との交点に至り、村道111号線を南に進み、村道4176号線との交点に至り、村道4176号線を東に進み、村道2号線との交点に至り、村道2号線を北に進み、村道4007号線との交点に至り、村道4007号線を北に進み、村道4051号線との交点に至り、村道4051号線を西に進み、村道4044号線との交点に至り、村道4044号線を北に進み、村道4091号線との交点に至り、村道4091号線を西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉘**中之沢室沢地区特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 勢多郡粕川村の一部で、国道353号線と村道6002号線との交点を起点とし、同村道を南及び南東に進み、村道1号線との交点に至り、同村道を北に進み、村道6031号線との交点に至り、同村道を東に進み、村道6092号線との交点に至り、同村道を北へ進み国道353号線との交点に至り、同国道を西及び北及び西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉙**膳城跡特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 勢多郡粕川村の一部で、村道4287号線と村道4260号線との交点を起点とし、村道4260号線を南に進み、村道4269号線との交点に至り、村道4269号線を南に進み、村道4283号線との交点に至り、村道4283号線を南東に進み、村道4273号線との交点に至り、村道4273号線を北東に進み、村道4284号線との交点に至り、村道4284号線を北に進み、村道4287号線との交点に至り、村道4287号線を西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉚**白井城特定猟具使用禁止区域（渋川市）** 渋川市の一部で、国道17号と県道宮田吹屋線の交点を起点とし、これから同県道を北東に進み市道4-1010号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み市道4-1036号線との交点に至り、これから同市道を東、南及び南西に進み市道4-1010号線との交点に至り、これから同市道を南に進み国道17号鯉沢バイパスとの交点に至り、これから同国道を南に進み吾妻川左岸の崖淵（吾妻新橋北詰）に至り、これから同崖淵を北西に進み国道17号（吾妻橋北詰）に至り、これから同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉛**蕨英荘特定猟具使用禁止区域（北群馬郡吉岡町）** 北群馬郡吉岡町の一部で、県道前橋・伊香保線と町道塔の辻貯水池線との交点を起点とし、同県道をさらに北西へ進み、伊香保町との町界に至り、同町界に沿って東へ進み、塔の辻貯水池からの水路との交点に至り、同水路を南西へ進み、塔の辻橋との交点に至り、町道塔の辻貯水池線を東ないし南へ進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉜**上の原南部特定猟具使用禁止区域（北群馬郡吉岡町）** 北群馬郡吉岡町の一部で、榛東村と吉岡町との町村界の大字上野田（字上野原南部）地内の町道上野原南部線と中野上野線との交点を起点とし、これから町道中野上野線を北西に進んで県道水沢群馬線との交点に至り、これから同道を北に進み自害沢との交点に至る。これから自害沢を南東に進み、町道粟籠3号線の終点延長上に至り、これから同粟籠3号線を南東に進み、町道上野原南武線との交点に至り、これから同上野原南武線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉝**藤岡・新町特定猟具使用禁止区域（藤岡市、高崎市）** 藤岡市と高崎市の一部で、主要地方道前橋長湊線と高崎伊勢崎自転車道との交点（柳瀬橋）を起点とし、これから同自転車道を南東に進んで主要地方道藤岡大胡線（岩倉橋）との交点に至り、これから烏川右岸の堤防を東に進んで群馬県と埼玉県との県境に至り、これから神流川左岸の堤防を南西に進んでJ R八高線との交点に至り、これからJ R八高線沿いを北に進んで国道254号との交点に至り、これから同国道を西に進んで主要地方道前橋長湊線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで市道124号線との交点（三名湖入口）に至り、これから同市道を西に進んで市道6283号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道121号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道6327号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道5650号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで県道上日野藤岡線との交点に至り、これから同県道を南西に進んで県道金井倉賀野停車場線との交点に至り、これから同県道を北に進んで国道254号との交点に至り、これから同国道を西に進んで藤岡市と高崎市との境界に至り、これから同境界を北西に進んで県道下栗須馬庭停車場線との交点に至り、これから同県道を北東に進んで市道3407号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで鍋川右岸の堤防との交点に至り、これから同堤防を北東に進んで主要地方道寺尾藤岡線との交点（鍋川橋）に至り、これから同堤防を東に進んで鮎川との交点に至り、これから中野堰幹線導水路と鍋川右岸の堤防との交点を結んだ見通し線を東に進んで同交点に至り、これから同堤防を北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉞**竹沼特定猟具使用禁止区域（高崎市、藤岡市）** 藤岡市及び高崎市の一部で、国道254号と県道金井倉賀野停車場線の交点を起点とし、これから同県道を南に進み市道8007号線に至り、これから同市道を北西に進み市道218号線に至り、これから同市道を北西に進み藤岡市と高崎市の境界に至り、これから同境界を北に進み主要地方道神田吉井停車場線に至り、これから同主要地方道を北西に進み市道小串・向平線に至り、これから同市道を北に進み市道山本・平野線に至り、これから同市道を北西に進み上信越自動車道に至り、これから同自動車道を西に進み市道久保・東沢線に至り、これから同市道を北に進み市道夜明・原線に至り、これから同市道を北北西に進み国道254号に至り、これから同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉟**神流川特定猟具使用禁止区域（藤岡市）** 藤岡市の一部で、主要地方道前橋長湊線と境川との交点（境橋）を起点とし、これから同川を東に進んで群馬県と埼玉県との県境に至り、これから同県境を南に進んで国道462号との交点（神流橋）に至り、これから同県境を南に進んで市道鬼石2029号線との交点（上武橋）に至り、これから同県境を西に進んで市道鬼石4240号線との交点（神泉橋）に至り、これから同市道を西に進んで国道462号との交点に至り、これから同国道を北東に進んで県道会場線との交点に至り、これから同国道を北に進んで主要地方道前橋長湊線との交点に至り、これから同国道を北に進んでまた同主要地方道との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊱**おにし青少年野外センター特定猟具使用禁止区域（藤岡市）** 藤岡市保美濃山の一部で、東沢と国道462号との交点（東沢橋）を起点とし、これから同国道を西に進んで市道鬼石4142号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで林道箱ヶ舞線との交点に至り、これから同林道を東に進んで東沢との交点に至り、これから同沢を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊲**桜山特定猟具使用禁止区域（藤岡市）** 藤岡市三波川の一部で、市道鬼石3183号と県道会場線との交点を起点とし、これから同県道を西に進んで林道日向線との交点に至り、これから同林道を北に進んで市道鬼石3136号との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道鬼石3183号との交点に至り、これから市道鬼石3183号を北東に進んで雲尾地区を経て、更に同市道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊳**富岡特定猟具使用禁止区域（富岡市）** 富岡市の一部で、国道254号富岡バイパスと市道6092号線との交点を起点とし、これから同市道を南に進み国道254号との交点に至り、これから同国道を西に進んで主要地方道富岡・神流線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進み鍋川に架かる新鍋橋を経て市道西富岡匠線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道8175号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで一般県道南後衛・七日市線との交点に至り、これから同県道を北に進んで鍋川に架かる桐洲橋を経る鍋川の左岸に至り、これから同左岸を西に進み同川に架かる和合橋との交点に至り、これから一般県道秋畑・富岡線を北に進んで国道254号富岡バイパスとの交点に至り、これから同国道を北東に進んで主要地方道富岡・妙義線との交点に至り、これから同主要地方道を西に進んで市道5187号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道5183号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市

道宮崎宇田線との交点に至り、これから同市道を西に進んで一般県道菅原・富岡線との交点に至り、これから同県道を西に進んで市道宇田坂井線との交点に至り、これから同市道を北に進み丹生川に架かる寺坂橋を越えて市道5109号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで丹生川との交点に至り、これから同川を北西に進んで市道3206号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道3209号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道3198号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道下鍛冶屋中山線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道竹ノ下的場線との交点に至り、これから同市道を北に進んで富岡市と妙義町との境界に至り、これから同境界を南東に進んで主要地方道富岡・妙義線との交点に至り、これから同主要地方道を横断して富岡市と妙義町の境界に至り、同境界を北東に進んで一般県道宇田・機部停車場線との交点に至り、これから同一一般県道を横断して富岡市と妙義町との境界に至り、これから同境界を北東に進んで市道2367号線との交点に至り、同市道を南に進んで市道2260号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道2226号線との交点に至り、これから同市道を北西及び北東に進んで市道黒川深町線との交点に至り、これから同市道を北に進んで一般県道中野谷・富岡線との交点に至り、これから同県道を北に進んで富岡市と安中市との境界に至り、これから同境界を北東に進んで県道安中・富岡線との交点に至り、これから同県道を南に進んで市道下黒岩宮本線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで一般県道中野谷・富岡線との交点に至り、これから同県道を南に進んで国道254号富岡バイパスとの交点に至り、これから同国道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉔**相野田特定猟具使用禁止区域（富岡市）** 富岡市の一部で、県道高崎富岡線と県道藤木高崎線との交点を起点として、これから県道藤木高崎線を北東に進んで市道藤木相野田線の交点に至り、これから同市道を南東進して小桑橋に至り、これから小桑川を東に進んで農道小桑原相野田線との交点（土橋）に至り、これから同農道を南進して県道下高尾小幡線の交点に至り、これから同県道を西西北西に進んで県道高崎富岡線の交点に至り、これから同県道を南西に進んで農道高徳線の交点に至り、これから同農道を北進して同農道の右上にある墓地（一本杉）に至り、これから起点を見通した線を北東に延べて起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉕**光厳寺特定猟具使用禁止区域（富岡市）** 富岡市の一部で、市道富岡内匠線と主要地方道富岡万場線との交点を起点とし、これから同主要地方道を南東に進んで沼沢川の右岸に至り、これから同河川を南西に進んで下川との合流点を越えて市道南後箇岡本線との交点（新小出橋）に至り、これから同市道を西に進んで県道南後箇七日市線との交点に至り、これから同県道を南西に進んで県道下仁田小幡線との交点に至り、これから同県道を西に進んで県道秋畑富岡線との交点に至り、これから同県道を北に進んで市道返車鶴巻線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道幅向井線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道8206号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道中高瀬田篠線に至り、これから同市道を東に進んで市道富岡内匠線との交点に至り、これから同市道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉖**玉村・利根流域特定猟具使用禁止区域（佐波郡玉村町）** 佐波郡玉村町の一部で、端気川に架かる樋之流橋と市道3055号線の接点を起点とし、これから同町道を南東に進み利根川左岸堤防（土手）に至り、これから同堤防を南東及び東（下流）に進み福島橋北詰及び玉村大橋北詰を経て町道3119号線との交点に至り、これから同町道を北に進み町道3108号線との交点に至り、これから同町道を南東に進み町道3200号線との交点に至り、これから同町道を北東に進み玉村町と伊勢崎市の境界に至り、これから同境界を南東、北西、南西及び南東に進み、小泉地区の下水放流渠が真西になる点に至り、これから同下水放流渠に向かって西に進み同下水放流渠に至り、これから同下水放流渠を西に進み県道高崎伊勢崎自転車道線との交点に至り、これから同自転車道を北西（上流）に進み玉村大橋南詰及び福島橋南詰を経て玉村町と高崎市の境界に至り、これから同境界を北東に進んで玉村町、前橋市及び高崎市との境界点に至り、これから玉村町と前橋市の境界を南東、北、東及び北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉗**広瀬川特定猟具使用禁止区域（伊勢崎市）** 伊勢崎市の一部で、市道（伊）7-1034号線と広瀬川右岸堤防の交点（光円橋西詰）を起点とし、これから同堤防を南東（下流）に進み市道（伊）2級-10号線との交点（豊東橋西詰）に至り、これから同市道を北東に進み広瀬川左岸堤防との交点（豊東橋東詰）に至り、これから同堤防を北西（上流）に進み市道（伊）7-1034号線との交点（光円橋東詰）に至り、これから同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉘**玉村利根流域第二特定猟具使用禁止区域（佐波郡玉村町）** 佐波郡玉村町の一部で、小泉地区の下水放流渠と県道利根川自転車道線との交点を起点とし、これから同自転車道を南東に進み五料橋付近で県道高崎伊勢崎自転車道線との交点に至り、これから同自転車道を南東に進み同自転車道が南東から北西に鋭角に方向が変わる点に至り、これから北東に向かって玉村町と伊勢崎市の境界に対して垂直に交わる点に進み、これから同境界を北西に進み玉村・利根流域特定猟具使用禁止区域（銃器）との境界に至り、これから同区域の南側境界を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉙**久原特定猟具使用禁止区域（富岡市）** 富岡市妙義町の一部で、主要地方道一ノ宮妙義線と市道11244号線との交点を起点とし、これから同市道を南西に進んで市道11235号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道久原丹生線との交点に至り、これから同市道を北に進んで主要地方道一ノ宮妙義線と市道三ッ屋西横野線との交点に至り、これから同市道を北北東に進んで鹿島橋を越えて市道11126号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道11157号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで県道宇田磯部停車場線と市道11086号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで富岡市黒川と富岡市妙義町下高田との境界に至り、これから同境界を南に進んで県道宇田磯部停車場線との交点に至り、これから同県道を北に進んで市道11199号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道11377号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道11374号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで主要地方道一ノ宮妙義線との交点に至り、これから同主要地方道を西に進んで市道本村新光寺1号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで高田川右岸土手上道路との交点に至り、これから同右岸土手上道路を北西に進んで市道11336号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで主要地方道一ノ宮妙義線との交点に至り、これから同主要地方道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉚**新光寺特定猟具使用禁止区域（富岡市）** 甘栗郡妙義町の一部で、町道東部農道と町道新光寺人見線との交点を起点とし、これから同農道を北西に進んで町道新光寺西坂線に至り、これから同町道を北進して碓氷郡と甘栗郡との境界線に至り、これから同境界線を東進して町道新光寺人見線に至り、これから同町道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉛**⑩和美峠特定猟具使用禁止区域（甘栗郡下仁田町）** 甘栗郡下仁田町の一部で、県道下仁田経井沢線と和美峠作業道の交点を起点とし、これから同作業道を西に進んで国有林と民有林の境界線に至り、これから同境界線を北西に進んで群馬県と長野県の境界線の交点に至り、これから同境界線を北東に進んで碓氷郡松井田町の境界線の交点に至り、これから同境界線を南南東に進んで県道西野牧横川停車場線と同旧道の交点に至り、これから同旧道を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉜**⑪道平特定猟具使用禁止区域（甘栗郡下仁田町）** 甘栗郡下仁田町の一部で、大字南野牧地内の国道254号線と道平川ダム右岸工事用道路との交点を起点とし、これから同工事用道路を南に進んで道平川ダム左岸工事用道路との交点に至り、これから同左岸工事用道路を南に進んで東京電力の鉄塔西群馬幹線77に至る歩道との交点に至り、これから同歩道を西に進んで鉄塔西群馬幹線77に至り、これから同鉄塔から林道天神平線へ至る歩道を西に進んで同林道に至り、これから同林道を北に進んで町道0214号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで国道254号線との交点に至り、これから同国道を北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉝**⑫本宿特定猟具使用禁止区域（甘栗郡下仁田町）** 甘栗郡下仁田町の一部で、国道254号線と町道藤井横間線の交点を起点とし、これから同町道を西進して国道254号線に至り、これから同国道を西進して天神橋に至り、これから山林と耕地の境界にある歩道を北東に進んで本宿公園および根小屋を経て県道下仁田経井沢線に至り、これから同県道を南進してカニ沢橋に至り、これから山林と耕地の境界にある歩道を南東進して峰沢歩道に至り、これから峰沢歩道を南東進して国道254号線に至り、これから同国道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉞**⑬細萱特定猟具使用禁止区域（甘栗郡下仁田町）** 甘栗郡下仁田町の一部で、町道上嵯田細萱線と関口沢沿いの歩道の交点を起点とし、これから同歩道を南南東に進み細萱農道に通ずる歩道との交点に至り、これから同歩道を南西に進み細萱農道との交点に至り、これから国有林と民有林の境界線の歩道を南西に進み町道上嵯田細萱線との交点に至り、これから同町道を南東及び北西に進み国有林内の歩道に至り、これから同歩道を南西に進み国有林と民有林の境界線との交点に至り、これから同境界線を西に進み白石山の尾根に至り、これから同尾根を北に進み細萱部落から麦久保に至る歩道との交点に至り、これから同歩道を北東に進み町道上嵯田細萱線との交点に至り、これから同町道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉟**⑭紅葉山特定猟具使用禁止区域（甘栗郡甘栗町）** 甘栗郡甘栗町の一部で、町道富士の越線と町道5-50号線との交点を起点とし、これから町道富士の越線を南南西に進んで町道5-50号線と農道（歩道）との交点に至り、これから同農道を南西に進んで紅葉山から町道富士の越線に通ずる農道との交点に至り、これから同農道を南南西に進んで町道5-106号線に接する水路に通ずる歩道との交点に至り、これから同歩道を西西北西に進んで町道5-106号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道5-37号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道5-48号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで町道5-49号線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで町道5-50号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊀**⑮小幡特定猟具使用禁止区域（甘栗郡甘栗町）** 甘栗郡甘栗町の一部で、鏡川河川緑地管理道の衛生管理センター前を起点とし、同管理道を東に進み県道下高尾・小幡線との交点に至り、これから同県道を南に進み主要地方道富岡・万場線との交点に至り、これから同地方道を南に進み町道東徳寺・天神河原線との交点に至り、これから同町道を南に進み町道下井・巖島線との交点に至り、これから同町道を北西に進み主要地方道富岡・万場線との交点に至り、これから同主要地方道を東に進み町道立足・久保線との交点に至り、これから同町道を北に進み町道鶴巻・下宿川向線との交点に至り、これから同町道を北西に進み長堂欠下13号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで甘栗町と富岡市の境界線との交点に至り、これから同境界線を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊁**⑯中之条特定猟具使用禁止区域（吾妻郡中之条町）** 吾妻郡中之条町の一部で、県道中之条町・吾妻線と国道145号線との交点を起点とし、これから同県道を北東に進んで主要地方道中之条・湯河原線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで町道古垣内・小原崎線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで町道中沢・高津線との交点に至り、これから町道中沢・高津線を東に進んで国道145号線との交点に至り、これから同国道を南に進んで国道353号線との交点に至り、これから国道353号線を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊂**⑰宇妻特定猟具使用禁止区域（吾妻郡中之条町）** 吾妻郡中之条町の一部で、国道353号線と町道横尾・青山線との交点を起点とし、これから同国道を北西に進んで、国道353号線と名久田川との交点（松見橋）に至り、これから同川を北に進んで町道横尾・青山線との交点（宇妻橋）に至り、これから同町道を南南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊃**⑱上沢渡特定猟具使用禁止区域（吾妻郡中之条町）** 吾妻郡中之条町の一部で、町道沢渡温泉線と上沢渡川の交点（晩釣橋）を起点とし、これから同川を北西に進み湯前沢との合流点に至り、これから湯前沢を北東に進み沢渡と下反下の字界との交点に至り、これから同字界を南東に進み沢渡、下反下及び古座部との字界点に至り、これから沢渡と古座部の字界を南南東に進み町道沢渡12号線との交点に至り、これから同町道を南東に進み町道沢渡温泉線との交点に至り、これから同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㊄**㉔中之条病院特定猟具使用禁止区域（吾妻郡中之条町）** 吾妻郡中之条町大字五反田の一部で、県道中之条湯河原線と町道高津親都線との交点を起点とし、これから同県道を北に進み桃瀬川との交点に至り、これから同川を南東に進み町道

郷部白久保線との交点に至り、これから同町道を南に進み町道古垣内白久保線との交点に至り、これから同町道を南東に進み町道高津親都線との交点に至り、これから同町道を南西に進み町道白久保線との交点に至り、これから同町道を南に進み大字五町田と大字横尾の境界線との交点に至り、これから同境界線を南西に進み町道高津親都線に通ずる歩道との交点に至り、これから同歩道を北西に進み町道高津親都線との交点に至り、これから同町道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

②**四方湖特定猟具使用禁止区域（吾妻郡中之条町）** 吾妻郡中之条町の一部で、国道353号線と町道殿界戸・竹井線との交点を起点とし、これから同町道を北西に進んで町道君の尾・菅田線との交点に至り、これから町道君の尾・菅田線を北に進んで四万川に架かる竹井橋に至り、これから同川右岸を北に進んで国道353号線（湯原橋）の交点に至り、同国道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

③**四万川ダム特定猟具使用禁止区域（吾妻郡中之条町）** 吾妻郡中之条町大字四万の一部で、旧日向見橋南詰を起点とし、これから同橋を北上し町道万沢線との交点に至り、これから同町道を北東へ進んで国道353号線との交点に至り、これから町道万沢線を北東に進み赤沢橋を通過し、東に進みゲートに至り、これから右折し里見ズ沢との交点に至り、これから同沢を下り、芝小屋沢との合流点に至り、合流点から180m下流に進み、山口方向から来る歩道跡との交点に至り、これから同歩道跡を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

④**山田川特定猟具使用禁止区域（吾妻郡中之条町、東吾妻町）** 吾妻郡中之条町及び同郡東吾妻町の一部で、国道145号線と東吾妻町町道内野山田川線との交点を起点とし、これから同町道を西に進んで県道下沢渡原町線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで中之条町町道折田山田線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道折田小川線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで主要地方道中之条東吾妻線と国道145号線との交点に至り、これから同国道を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑤**伊香保ゴルフ倶楽部ゴルフ場特定猟具使用禁止区域（吾妻郡東吾妻町）** 吾妻郡東吾妻町の一部で、町道70号線と伊香保ゴルフ倶楽部ゴルフ場入口との交点を起点とし、これから同町道を西に進んで千沢川との交点（暗渠）に至り、これから同川を北（下流）に進んで送電線西上武幹線下との交点に至り、これから同送電線下を東に進んで送電線西上武幹線No.40に至り、これから南東に進んで作業道に至り、作業道を南に進んで字屋敷及び字後山との字界に至り、これから尾根を南西に進み、宇山崎の堰堤に至り、これから尾根を南西に進み、宇大久保の堰堤に至り、これから尾根を南西に進み、町道70号線との交点に至り、これから同町道を北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑥**本宿特定猟具使用禁止区域（吾妻郡東吾妻町）** 吾妻郡吾妻町の一部で、国道406号線と町道本宿日向線との交点を起点とし、これから同国道を西に進んで、林道船頭畝線との交点に至り、これから同林道を西南西に進んで沢との交点に至り、これから同沢を北に進んで国道406号線との交点に至り、これから同国道を西に進んで町道本宿日向線の交点に至り、これから同町道を北に進んで上本丸橋に至り、これから同町道を東に進んで、弁天橋に至り、これから同町道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑦**平沢特定猟具使用禁止区域（吾妻郡東吾妻町）** 吾妻郡吾妻町の一部で、町道5145号線と町道5221号線との交点（町道5221号線の起点）を起点とし、これから町道5221号線を南西に進んで岩櫃山沢通（登山道）の起点に至り、これから同登山道を西南西に進んで国有林の境界との交点に至り、これから同境界を北西に進んで小井戸沢との交点に至り、これから同沢を東北東に進んで町道5195号線との交点（町道5195号線小井戸橋）に至り、これから同町道を南南東に進んで町道5145号線との交点（町道5145号線の終点）に至り、これから町道5145号線を南南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑧**厚田特定猟具使用禁止区域（吾妻郡東吾妻町）** 吾妻郡吾妻町の一部で、畜産試験場吾妻肉牛分場入口を起点とし、これから主要地方道高崎榛名吾妻線（地方道28号線）を北上し馬帽子農道との交点に至り、これから同農道を北西に進んで森林と放牧草地線に至り、放牧草地線を西に進み農道19号線を横断し森林内を南西に進んで林道烏帽子線に至り、同林道を南下し農道19号線に至り、同農道を南東、東に進んで、肉牛分場配水池に至り、同配水池から水道管理施設道を南東に進んで主要地方道28号線に至り、これから同県道を北上し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑨**榛名山湖ふれあいの郷特定猟具使用禁止区域（吾妻郡東吾妻町）** 吾妻郡吾妻町の一部で、榛名山鳥獣保護区境界西北の主要地方道高崎榛名吾妻線（地方道28号線）との交点（野峠）を起点とし、同保護区境界を南西に進んで掃部ヶ岳山頂を通過し、さらに西へ進んで大戸地内の国有林69林班境界を北東に進んで川戸地内の国有林72林班ら1、う1、口2の西側境界を北上し、主要地方道28号線を横断し、国有林72林班の5、の6、の1の北側境界を東へ進んで榛名山鳥獣保護区へ至り（駿嶮山山頂）、これから同保護区境界を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑩**オリゲン特定猟具使用禁止区域（高崎市、吾妻郡東吾妻町）** 高崎市及び吾妻郡東吾妻町の一部で、同町道分去オリゲン線（オリゲン村大原荘西方80メートル地点）に設置してある東京電力（株）のコンクリート製電柱（大石9号）を起点とし、これから同町道を東に進みオリゲン村敷地の境界線との交点に至り、これから同境界線を東、北、北東及び南東に進み防風林帯との交点に至り、これから同防風林帯を南に進み倉田榛名山国有林倉渚事業区258林班の小班とる小班の境界線との交点に至り、これから相満作業道支線（搬出道）の終点に向かって西に進み同支線の終点に至り、これから同支線を西に進み相満作業道との交点（相満作業道支線（搬出道）の始点）に至り、これから同作業道を北西（相満方向）に120メートル進み、同地点と起点を結ぶ線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑪**川戸・中之条特定猟具使用禁止区域（吾妻郡東吾妻町、中之条町）** 吾妻郡吾妻町及び中之条町の一部で、主要地方道渋川吾妻線と県道植栗伊勢線との交点を起点とし、これから同主要地方道を西に進んで町道1183号線との交点に至り、これから同町道を南西に進んで主要地方道高崎榛名吾妻線との交点に至り、これから同主要地方道を北西に進んで吾妻川に架かる田辺橋を経て、更に北東に進んで主要地方道渋川吾妻線との交点に至り、これから同主要地方道を北東に進んで主要地方道中之条吾妻線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで国道145号線との交点に至り、これから同国道を東北東に進んで県道植栗伊勢線との交点に至り、これから同県道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑫**北軽井沢特定猟具使用禁止区域（吾妻郡長野原町）** 吾妻郡長野原町の一部で、大字応桑地内の県道長野原合淵線に架かる栗平橋を起点とし、これから同県道を北西進し、国道146号線との交点に至り、これから国道146号線を北進し、同国道と浅間観光ホテル（大字応桑3023番地）に通ずる町道の分岐点に至り、これから同町道を通って照月湖北岸を経て熊川に至り、これから同川を上流に進んで同川と片蓋川の合流点に達し、これから片蓋川を上流に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑬**大津特定猟具使用禁止区域（吾妻郡長野原町）** 吾妻郡長野原町の一部で、国道145号線と町道6-17号線との交点を起点とし、これから同町道を北、東北に進んで町道6-21号線との交点に至り、これから同町道を南に進んで町道6-33号線との交点に至り、これから同町道を南に進んで国道145号線に至り、これから同国道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑭**応桑特定猟具使用禁止区域（吾妻郡長野原町）** 吾妻郡長野原町の一部で、国道146号線と町道田通吾妻線との交点を起点とし、これから同町道を西に進んで町道9-27号線との交点に至り、これから同町道を南に進んで町道9-42号線との交点に至り、これから同町道を南に進んで国道146号線との交点に至り、これから同国道を北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑮**バラギ特定猟具使用禁止区域（吾妻郡嬭恋村）** 吾妻郡嬭恋村の一部で、村道大沼炭木線と大平炭木線との交点を起点とし、これから村道大沼炭木線を西方に進んで、炭木レクリエーションとの森界の交点に至り、これから同森界を南西に進んで村道大沼炭木線を横断し、更に進んで宇田沢に至り、宇田沢沿いの炭木レクリエーションとの森界を北西に進んで、長野県との県境に至り、これから同県境を北上し、浦倉山山頂に至り、これから炭木レクリエーション森界を東へ進み、同森界北東端に至り、これから同森界を南下し、宮沢との交点に至り、これから同村道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑯**鎌原特定猟具使用禁止区域（吾妻郡嬭恋村）** 吾妻郡嬭恋村大字鎌原の一部で浅間白根火山ルートと村道鎌原小坂線との交点を起点とし、これから同村道を北に進み村道三原鎌原線との交点に至り、これから同村道を南に進み林道城山線との交点に至り、これから同林道を南及び北西に進み村道西窪開拓鎌原線との交点に至り、これから同村道を南西に進み浅間白根火山ルートとの交点に至り、これから同ルートを北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑰**三原特定猟具使用禁止区域（吾妻郡嬭恋村）** 吾妻郡嬭恋村の一部で、県道草津嬭恋線と村道三原西窪線の交点を起点とし、これから同県道を南に進み国道144号との交点に至り、これから同国道を南東及び南西に進み村道三原鎌原線との交点に至り、これから同村道を南西に進み村道西窪鎌原線との交点に至り、これから同村道を西に進み国道144号との交点に至り、これから同国道を南西に進み村道西窪門具線との交点に至り、これから同村道を北西に進み村道三原西窪線との交点に至り、これから同村道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑱**浅間特定猟具使用禁止区域（吾妻郡嬭恋村）** 吾妻郡嬭恋村の一部で、浅間白根火山ルート（有料道路）と県道大笹北軽井沢線との交点を起点とし、これから同県道を東に進んで村道三原鎌原線との交点に至り、これから同村道を北西に進んで赤川との2度目の交点に至り、これから赤川を南西に進んで有料道路との交点に至り、これから同有料道路を北へ進んで村道大前細原線との交点に至り、同村道を南西に進んで私道旧畜産公社道路との交点に至り、同私道を南南西に進んで別荘地内の私道との交点に至り、これから同私道を南西、北西に進んで国有林135林班との境界に至り、これから同境界を南西に進んで県道大笹北軽井沢線に至り、これから同県道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑲**栗生楽泉園特定猟具使用禁止区域（吾妻郡草津町）** 吾妻郡草津町の一部で、国道292号線と林道入山線との交点を起点とし、これから同国道を東に進んで湯の湖入口において栗生楽泉園の敷地と国有林との境界線に接し、これから同境界線を南東に進んで湯の平温泉に通ずる歩道との交点に至り、これから同歩道を東に進んで同歩道の曲折点に至り、これから「内務省石135」の標石に向う稜線を南に進んで同石標に至り、これから「大コン5」の石標を見通した線を南南西に進んで同石標に至り、これから通称石開歩道を北西に進んで「石標45」に至り、これから更に同歩道を北西に進んで「厚生省石55」の石標に至り、これから「小コ77-2木1」の木標に通ずる歩道を西に進んで同木標に至り、これから民有林と国有林の境界線を南西に進んで町道草津ミツ風呂線との交点に至り、これから同町道を北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑳**品木ダム特定猟具使用禁止区域（吾妻郡中之条町）** 吾妻郡中之条町大字入山字品木地内の一部で、町道花敷草津2号線と草津町と中之条町の町界との交点を起点とし、同町道を東に進み品木ダム堰堤を通過し、品木ダム管理用道路の起点に至り、同管理用道路を50m程進み、1本目の沢との交点に至り、この沢の左岸に沿って下流に進み、ダム敷境界を西に進み大沢川を渡り谷沢川に至り、同川の左岸に沿って上流に進み、草津町と中之条町の町界に至り、この境界を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉑**中山特定猟具使用禁止区域（吾妻郡高山村）** 吾妻郡高山村の一部で、主要地方道渋川新治線と河原松農道との交点を起点とし、これから同農道を南東に進んで程久保歩道との交点に至り、これから同歩道を東に進んで林道丸山線の交点に至り、これから同林道を南東に進んで日東ゴルフ場と原殖産組合所有地との境界線に至り、これから同境界線を南に進んで宇追廻しと字程久保の字境界線に至り、これから同境界線を南東に進んで原殖産組合と千駄平生産組合の境界線に至り、これから南東に約80メートル進んで林道千駄平線に至り、これから同林道を南東、西に進んで主要地方道田渋川新治線の交点に至り、これから同地方道を南に進んで村道茶屋ヶ松幹線との交点に至り、これから同村道を

南西に進んで村道二枚原線との交点に至り、これから同村道を北に進んで林道小野子山線に至り、これから同林道を北に進んで村道青年の家線に至り、これから同村道を北東に進んで主要地方道渋川新治線との交点に至り、これから同地方道を北に進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉑**沼田市特定猟具使用禁止区域（沼田市）** 沼田市街地とその周辺の区域で、国道17号線と薄根川左岸との交点を起点とし、これから薄根川左岸を東に進んで県道上野知材木町線との交点（岡谷橋）に至り、これから同県道を南西に進んで市道橋場愛宕神社線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道梅ヶ丘北1号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで県道平川沼田線との交点に至り、これから同県道を北東に進んで市道568号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで滝坂川との交点に至り、これから同川を上流に進んで市道615号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで国道120号線との交点に至り、これから同国道を東に進んで市道腰越小平線との交点に至り、これから同市道を南東に進み上久屋地内で主要地方道沼田大間々線との交点に至り、これから同地方道を西に進み上野須地内で市道新町役場線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで県道戸鹿野下之町線との交点に至り、これから同市道を北に進み戸鹿野地内で市道東下原東源寺線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道戸鹿野鷲石線との交点に至り、これから同市道を北に進んで国道120号線との交点に至り、これから同国道を西に進んで国道17号線との交点に至り、これから同国道を南に進み鷲石橋を経て入沢川との交点に至り、これから同川を上流に進んで国道145号線との交点（溝口橋）に至り、これから同国道を北東に進んで県道小日向上津沼田線との交点に至り、これから同県道を北に進んで市道川田1296号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道宮塚鷲石線との交点に至り、これから同市道を北北西に進み利根川右岸の堤防に接し、これから同堤防を北北西に進んで市道512号に接し、これから同市道を北東および東に進み、恩田町の熊野神社北側で国道17号線との交点に至り、これから同国道を南に進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉒**小沢村特定猟具使用禁止区域（沼田市）** 沼田市の一部で、県道道木・佐山・沼田線と市道町田線の交点を起点とし、これから同県道を北東へ進んで市道高橋場善桂寺岡谷線及び市道善桂寺岡谷線との交点に至り、これから市道善桂寺岡谷線を北東に進んで市道側道善桂寺岡谷南線との交点に至り、これから同市道を東に進んで県道上野知・材木町線との交点に至り、これから同県道を南に進んで市道手古又線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道戸神線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道高橋場善桂寺線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道町田線との交点に至り、これから同市道を西に進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉓**堀廻特定猟具使用禁止区域（沼田市）** 沼田市の一部で、堀廻町を通過する関越自動車道南側の市道側道大釜字楚井線と市道小坂原上ノ原本線との交点を起点とし、これから同市道の側道大釜字楚井線を西に進んで、市道桜井線との交点に至り、これから同市道を南へ進むと市道向井原線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道竜興寺線との交点に至り、これから同市道を南へ進んで市道小坂原桜井線との交点に至り、これから同市道を南東へ進むと小坂原上ノ原本線との交点に至り、これから同市道を北へ進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉔**入原西原特定猟具使用禁止区域（沼田市、利根郡昭和村）** 利根郡昭和村及び沼田市の一部で、県道下久屋渋川線と佐久発電所綾戸取水口専用道路との交点を起点とし、これから同専用道路を南西に進んでダムサイドに至り、これから同ダムサイドを南西に進んで国道17号との交点に至り、これから同国道を北西に進んで県道岩本停車場線との交点（久呂保橋）に至り、これから同県道を北東に進んで県道下久屋渋川線との交点に至り、これから県道下久屋渋川線を南に進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉕**古語父特定猟具使用禁止区域（沼田市）** 利根郡白沢村の一部で、村道今宮神戸線と村道白沢川場線の交点を起点とし、これから同白沢川場線を北西進して村道上古語父利南線に至り、これから同上古語父利南線を北東に進んで村道上古語父二荒線に至り、これから同上古語父二荒線を北東進して村道今宮神戸線に至り、これから同今宮神戸線を南西に進んで山林と耕地との境界との交点に至り、これから同村道を南西に進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉖**根利特定猟具使用禁止区域（沼田市）** 利根郡利根村の一部で、県道沼田大間々線と高泉歩道との交点を起点とし、これから高泉歩道を南西に進んで東京電力送電線管理専用道との交点に至り、これから同専用道を北西進してスモモ沢との交点に至り、これから同沢を北進して県道沼田大間々線の交点に至り、これから同県道を南東進して起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉗**利根調整池特定猟具使用禁止区域（沼田市）** 沼田市利根村の一部で、大字二本松地内を通過する県道沼田赤城線と市道二本松58号線との交点を起点とし、これから同市道を北東に進んで市道多那242号線に至り、これから同市道を北西に進んで市道二本松111号線に至り、これから同市道を南西へ進んで県道沼田赤城線に至り、これから同県道を南東へ進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉘**東群馬変電所特定猟具使用禁止区域（沼田市）** 利根郡利根村根利地内（二又沢国有林内）の一部で東京電力株式会社東群馬変電所敷地の区域。

㉙**幡谷道具特定猟具使用禁止区域（沼田市、利根郡片品村）** 沼田市利根町及び片品村の一部で、国道120号線と沼田市利根町市道大原老神線との交点を起点とし、これから同国道を南西に進んで農道駒場線との交点に至り、これから同農道を北東に進んで市道駒場中央線に至り同市道を進んで、これから市道駒場西線より同市道を東に進んで市道駒場東線に至り同市道を北に進んで、林道大原栗生線に至り同林道を東及び北東に進んで国道120号線との交点に至り、これから同国道を北に進んで千歳橋に至り、これから吹割橋に通ずる歩道高戸谷小沢線を北北西に進んで吹割橋に至り、これから片品川を北に進んで片品川と浮川との合流点に至り、これから片品川を進み片品村大字幡谷地内の山林と耕地の境界との交点に至り、これから同境界を北に進み宮沢に架かる宮沢橋に至り、これから幡谷地区西側の山林と耕地の境界を北西及び北北東に進み塗川の幡谷堰堤を経て県道平川横塚線との交点に至り、これから同県道を北に進んで新沢に至り、これから同沢を北東に進んで村道溜瀧花咲線との交点に至り、これから同村道を南東に進んで武尊神社裏で西方に走る稜線との交点に至り、これから同稜線を東に進んで同山頂に至り、これから南を見通した線を南に進んで村道溜瀧花咲線との交点に至り、これから同村道を東に進んで片品川との交点（溜瀧橋）に至り、これから同川を南西に進んで瀬峰沢との合流点に至り、これから同沢を東に進んで国道120号線との交点（瀬峰沢橋）に至り、これから同国道を南に進んで沼田市平原線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道並松原線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道折越梅本平線との交点に至り、これから同市道を東北東に進んで市道切り通し平原線との交点に至り、これから同市道を東南及び南西に進んで浮川に架かる鐵橋に至り、これから市道鐵橋砥山線を東南東に進んで市道千鳥赤谷線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道駒寄千鳥中段線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道平川線との交点に至り、これから同市道を南南西に進んで市道森山駒寄線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道砥山線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで林道栗原川線との交点に至り、これから同林道を南に進んで市道丸山線（放送塔へ通ずる道）との交点に至り、これから南西を見通した線を南西に進んで栗原川との交点に至り、これから同川を南西に進んで片品川との合流点に至り、これから同川を南に進んで牧水橋に至り、これから同川を南に進んで内薬橋に至り、これから同川を南に進んで市道老神古井線との交点（島古井橋）に至り、これから同市道を北北東に進んで市道大原老神線との交点に至り、これから同市道を西に進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉚**月夜野特定猟具使用禁止区域（利根郡みなかみ町）** 利根郡みなかみ町の一部で、県道沼田水上線と県道後閑羽場線との交点（月夜野橋）を起点とし、これから県道沼田水上線を南東に進んで関越自動車道月夜野インターチェンジランプウェイとの交点に至り、これから同ランプウェイ（Fランプウェイ）を南西に進んで国道17号線との交点に至り、これから同国道を南西に進んで、町道小川島南区線との交点（月夜野大橋）に至り、これから同町道を北西に進んで県道小日向沼田線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで県道後閑羽場線との交点（小袖橋）に至り、これから県道後閑羽場線を東に進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉛**上津特定猟具使用禁止区域（利根郡みなかみ町）** 利根郡月夜野町の一部で、国道17号線と県道渋川新治線との交点を起点とし、これから同県道を南西に進んで町道後通野曲田線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道中野姥坂線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道田中砂田線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道曲田砂田線との交点に至り、これから同町道を北西に進んで町道天神11号線との交点に至り、これから同町道を北西に進んで町道田中線との交点に至り、これから同町道を北に進んで県道小日向の上津沼田線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで国道17号線との交点に至り、これから同国道を南東に進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉜**藤原湖特定猟具使用禁止区域（利根郡みなかみ町）** 利根郡水上町地内にある藤原湖周辺を包括する区域で、県道湯ノ小屋大穴線と元観光道路（現在廃道）の分岐点を起点とし、同所から元観光道路を北進し、町道栗沢西線に至り、同所から同線を北進して西橋に至り、同所から利根川右岸を北進し、利根川と宝川の合流点の宝川橋（県道宝川久保線）に至り、同所から県道宝川久保線を南進し、県道湯ノ小屋大穴線に至り、同所から同県道を南進し、武尊トンネル南口に至り、同所から空土沢を西方に進んで平井出部落南部にある県道湯ノ小屋大穴線と湖畔亭入口に通じる部落道に至り、同所から同道を南東進して県道湯ノ小屋大穴線（湖畔亭入口）に至り、同所から同県道を南進してダムサイトを通って、起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉝**高原千葉村特定猟具使用禁止区域（利根郡みなかみ町）** 利根郡新治村の一部で、赤谷地内の県道相俣水上線と国有林と民有林との境界線の交点を起点とし、これから同県道を北西進して同県道と農道との交点に至り、これから同農道を北進して農道の終点に至り、これから国有林と民有林との境界線である防火線を北東進および南西進して起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉞**相俣特定猟具使用禁止区域（利根郡みなかみ町）** 利根郡新治村の一部で、県道相俣水上線と前沢との交点を起点とし、これから同沢を東進して大源田国有林48林班のむ、み小班界の交点に至り、これから同小班界を南進して国有林と民有林との境界線の交点に至り、これから同境界線を西進し県道相俣水上線との交点に至り、これから同県道を南西進し赤谷湖鳥獣保護区の境界線に至り、これから同境界線を北西進して葦沢山頂を経て村道猿ヶ京大田和線に至り、これから同村道を北進して新治村農協の地先の国有林と民有林との境界線に至り、これから同境界線を南東進して赤谷川に至り、これから同川を南進して湯島橋に至り、これから村道猿ヶ京赤谷線を北東進して林道南ヶ谷線と県道相俣水上線の交点に至り、これから同県道を南東進して起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㉟**たくみの里特定猟具使用禁止区域（利根郡みなかみ町）** 利根郡新治村の一部で、国道17号線と農道7号線との交点（湯の華燦々橋）を起点とし、これから同農道を南東に進んで村道羽場湯宿線との交点に至り、これから同村道を南東に進んで村道今宿池の原線との交点に至り、これから同村道を南に進んで国道17号線との交点に至り、これから同国道を北西に進んで村道布施塩原線との交点に至り、これから同村道を西に進んで県道中之条湯河原線との交点に至り、これから同県道を北に進んで村道東峰志越線との交点に至り、これから同村道を南西に進んで村道松原上峰線との交点に至り、これから同村道を北東に進んで村道谷地9号線との交点に至り、これから同村道を北に進んで村道打野細尾線との交点に至り、これから同村道を北西に進んで村道笠原線との交点に至り、これから同村道を北及び南東に進んで前の沢に架かる橋に至り、これから同沢を東に進んで同沢に架かる村道浅地坂下線の橋に至り、これから同村道を北に進んで村道浅地16号線との交点に至り、これから同村道を南東に進んで国道17号線との交点に至り、これから同国道を南東に進んで起点に至る線と囲まれた一円の区域。

㊱**糸井特定猟具使用禁止区域（利根郡昭和村）** 利根郡昭和村の一部で、県道下久屋渋川線、県道沼田赤城線及び村道吹張常木線の交点（糸井交差点）を起点とし、これから同村道を北東に進み村道大井戸1号線との交点に至り、これから同村道を北東に進み村道大井戸沼田線との交点に至り、これから同村道を北東に進み村道沼田1号線との交点に至り、これから同村道を北に進み村道沼田5号線との交点に至り、これから同村道を北東に進み室瀨沢との交点に至り、これ

から同沢を南東（上流）に進み県道沼田赤城線との交点（室洞橋）に至り、これから同県道を南西に進み、村道寺貝戸線との交点に至り、これから同村道を東及び南東に進み村道外原2号線との交点に至り、これから同村道を南西に進み村道大貫原5号線に至り、これから同村道を南西に進み村道認定されていない道路との交点に至り、これから同道路を南西、東及び南に進み村道京都1号線との交点に至り、これから同村道を西に進み村道側道12号線との交点に至り、これから同村道を西及び南西に進み村道側道13号線との交点に至り、これから同村道を南西、西及び南西に進み同村道の行き止まり地点に至り、これから関越自動車道下り線側の同自動車道境界を南西に進み村道糸井大坂1号線に至り、これから同村道を南西に進み同村道が南西から北東へ180度方向を変える地点に至り、これから天神沢に向かって南西に進み同沢に至り、これから同沢を西（下流）に進み県道下久屋洪川線との交点に至り、これから同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

◎**大河原特定猟具使用禁止区域（利根郡昭和村）** 利根郡昭和村の一部で、大河原地内の村道中野横断道路線と村道赤谷新南原8号線との交点を起点とし、これから村道中野横断道路線を北東に進んで村道古宮追分線との交点に至り、これから村道古宮追分線を南東に進んで村道新南原7号線との交点に至り、これから村道新南原7号線の起点と終点を結んだ方向に添ってさらに南西に進んで三室沢右岸との交点に至り、これから三室沢右岸を東南東（上流）に進んで「村道新中道4号線を起点から終点に向って進んで終点からさらに南西に進んで三室沢右岸との交点となった地点」との交点に至り、これから村道新中道4号線の終点に向って北東に直進し村道新中道4号線との交点に至り、これから村道新中道4号線を北東に進んで同村道の終点に至り、同地点から村道新中道5号線の起点に向って西北西に進んで村道新中道5号線の起点に至り、同地点から村道新中道6号線の終点に向って北西に進んで村道新中道6号線の終点に至り、同地点から村道新中道7号線の起点に向って北北西に進んで村道新中道7号線の起点に至り、同地点から村道新中道8号線の起点に向って北北西に進んで村道新中道8号線の起点に至り、これから村道新南原新中道線に通ずる農道を北北西に進んで村道新南原新中道線との交点に至り、これから村道前原大河原線に通ずる農道を北東に進んで村道前原大河原線との交点に至り、これから村道前原大河原線を南西に進んで同村道と村道長者久保井口線との交点に至り、同地点から村道大河原19号線の終点に向って北北東に進んで村道大河原19号線の終点に至り、これから村道大河原19号線を東に進んで村道大河原18号線との交点に至り、これから村道大河原18号線を北北東及び東に進んで村道大河原13号線との交点に至り、これから村道大河原13号線を南東及び北北東に進んで村道中野下10号線との交点に至り、これから村道中野下10号線を北東に進んで村道大坂中野線との交点に至り、これから村道大坂中野線を南東に進んで村道永井中野線との交点に至り、これから村道永井中野線を南西及び南東及び西に進んで「村道大日向8号線を起点から終点に向って進んで終点からさらに北東に進んで村道永井中野線との交点となった地点」との交点に至り、同地点から村道大日向8号線の終点に向って南西に直進し村道大日向8号線との交点に至り、これから村道大日向8号線を南西に進んで村道大日向大河原線との交点に至り、これから村道大日向大河原線を南東に進んで村道大日向7号線との交点に至り、これから村道大日向7号線を南西に進んで村道古宮追分線との交点に至り、これから村道古宮追分線を南東に進んで村道上平9号線との交点に至り、これから村道上平9号線を東南東及び東北東に進んで国有林沼田事業区157林班との境界に至り、これから同境界を南西及び南東に進んで村道出入5号線との交点に至り、これから村道出入5号線を南西に進んで三室沢を渡りさらに南西に進んで村道七曲赤谷線との交点に至り、これから村道七曲赤谷線を西北西に進んで村道森下赤城原線との交点（通称五本辻）に至り、これから村道森下赤城原線を西北西に進んで「村道新南原大日向線を起点から終点に向って進んで終点からさらに南西に進んで村道森下赤城原線との交点となった地点」との交点に至り、同地点から村道新南原大日向線の終点に向って北西に直進し村道新南原大日向線との交点に至り、これから村道新南原大日向線を北西に進んで村道赤谷新南原6号線との交点に至り、これから村道赤谷新南原6号線を北東に進んで村道七曲赤谷線との交点に至り、これから村道七曲赤谷線を北西に進んで村道赤谷新南原8号線との交点に至り、これから村道赤谷新南原8号線を北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

◎**利根農演習林特定猟具使用禁止区域（利根郡昭和村）** 利根郡昭和村の一部で、群馬県利根農林高等学校演習林全域の区域。

◎**西の入特定猟具使用禁止区域（桐生市）** 桐生市の一部で、西の入国有林455林班い、ろ、は1、は2小班及び同小班に囲まれた区域。

◎**桐生広域・太田特定猟具使用禁止区域（桐生市、太田市、みどり市）** 桐生市、太田市、新田郡笠懸町、同郡藪塚本町、勢多郡新里村及び山田郡大間々町の一部で、桐生市道2-58号線と桐生市道1-3号線との交点を起点とし、これから同市道を南西に進んで上菱給水場に向かう尾根との交点に至り、これから同尾根を南東に進んで同給水場を経て中塚根の山頂（標高290メートル）に至り、これから藤四郎入尾根を南東に進んで白葉峠に通じる歩道との交点（市道1-6号線との交点）に至り、これから同歩道を南東に進んで群馬県と栃木県の境界（白葉峠）に至り、これから同境界を南に進んで桐生川、渡良瀬川を経て更に南東に進んで太田市の県道足利・伊勢崎線との交点に至り、これから同県道を西に進んで国道122号（旧道）との交点に至り、これから同国道を南に進んで国道407号との交点に至り、これから国道407号を南に進んで太田市道北町道線との交点に至り、これから同市道を西に進んで県道太田・大間々線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで市道成塚・藤阿久線に至り、これから市道成塚・藤阿久線を南南西に進んで太田市道鶴生田・寺井線との交点（大光寺橋）に至り、これから大光寺橋を西に進んで蛇川右岸に至り、これから蛇川右岸を北北東に進んで県道太田・大間々線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで太田市と敷塚本町の境界に至り、これから同境界を北に進んで同登用水との交点に至り、これから同用水を北西に進んで敷塚本町道2125号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道12号線との交点に至り、これから町道を北に進んで町道2号線との交点に至り、これから町道2号線を西に進んで町道113号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道2182号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで敷塚本町と笠懸町との境界線から笠懸町道4314号線に接続し、これから笠懸町道4314号線を北に進んで町道4275号線を経て町道4274号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道4271号線を経て主要地方道桐生・伊勢崎線との交点に至り、これから同地方道を南西に進んで主要地方道太田・大間々線との交点に至り、これから同地方道を北に進んで国道50号桐生バイパスとの交点に至り、これから同国道を西に進んで主要地方道大間々・尾島線との交点に至り、これから同地方道を北に進んで大間々町道1-1号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで大間々町と新里村の境界線から新里村道2-14号線を経て県道境、大間々線との交点に至り、これから同県道を北東に進んで新里村道2-15号線との交点に至り、これから同村道を北に進んで大間々町道1-3号線を経て国道353号線との交点に至り、これから同国道を北西及び南西に進んで新里村道1113号線との交点に至り、これから同村道を南東に進んで村道1123号線を経て村道1-9号線との交点に至り、これから同村道を西及び北西に進んで村道2-13号線との交点に至り、これから同村道を南西に進んで主要地方道前橋・大間々・桐生線との交点に至り、これから同地方道を西に進んで県道梨木・香林線との交点に至り、これから同県道を南及び南東に進んで村道3135号線との交点に至り、これから同村道を東に進んで村道3122号線との交点に至り、これから同村道を南に進んで県道梨木・香林線との交点に至り、これから同県道を西に進んで村道4241号線との交点に至り、これから同村道を西に進んで村道2-8号線との交点に至り、これから同村道を北に進んで村道4035号線との交点に至り、これから同村道を北西に進んで村道1-5号線との交点に至り、これから同村道を南西に進んで村道4197号線・村道2-9号線を経て村道4012号線との交点に至り、これから同村道を北に進んで村道1-4号線を経て村道5259号線との交点に至り、これから同村道を西及び北に進んで村道5266号線との交点に至り、これから同村道を北西に進んで村道1-3号線との交点に至り、これから同村道を西及び北に進んで村道5093号線との交点に至り、これから同村道を北に進んで村道5145号線との交点に至り、これから同村道を東に進んで村道5287号線を経て村道1-2号線との交点に至り、これから同村道を東に進んで村道5163号線を経て県道梨木・香林線との交点に至り、これから同県道を北に進んで村道1044号線との交点に至り、これから同村道を東及び北に進んで村道1359号線との交点に至り、これから同村道を東に進んで村道1047号線との交点に至り、これから同村道を南東に進んで村道2-6号線との交点に至り、これから同村道を南に進んで村道1-11号線との交点に至り、これから同村道を北東に進んで村道1-12号線との交点に至り、これから同村道を北に進んで国道353号線との交点に至り、これから同国道を東に進んで村道1-13号線との交点に至り、これから同村道を北東に進んで村道6163号線を経て村道1-14号線との交点に至り、これから同村道を南東に進んで新里村と大間々町の境界線から大間々町道1-4号線を経て大間々町道4-150号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道1-5号線、町道4-360号線を経て手振山に通ずる歩道に接続し、これから同歩道を東に進んで手振山及び雷電神社を経て国道122号線との交点（県道開設記念碑）に至り、これから福岡大橋を経て県道根利・八木原・大間々線との交点に至り、これから同県道を東に進んで大間々町町道1-6号線との交点（要害山鳥獣保護区区域界）に至り、これから同町道を南に進んで国道122号線との交点に至り、これから同国道を南西に進んで県道駒形・大間々線との交点に至り、これから同県道を東に進んで大間々町と桐生市との境界との交点に至り、これから同境界を北に進んで町道48号線との交点に至り、これから同市道を東北東に進んで県道駒形・大間々線との交点に至り、これから同県道を北に進んで県道川内・堤線との交点に至り、これから同県道を南に進んで市道60100号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道45号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道46号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道44号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで県道川内・堤線との交点に至り、これから同県道を南に進んで川内町1丁目と堤町3丁目との境界（吾妻山南面鳥獣保護区区域界）との交点を経て市道2-80号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道10015号線を経て市道1-28号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで県道上藤生本町線との交点に至り、これから同県道を北東に進んで市道2-58号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。ただし金山鳥獣保護区を除く。

◎**波志江沼特定猟具使用禁止区域（伊勢崎市）** 伊勢崎市の一部で、県道深津伊勢崎線と市道（伊）1-14号線との交点を起点とし、これから同市道を西に進み国道17号との交点に至り、これから同国道を西に進み市道（伊）1-506号線との交点に至り、これから同市道を北に進み市道（赤）207号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道（赤）107号線との交点に至り、これから同市道を東に進み県道深津伊勢崎線との交点に至り、これから同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

◎**坂東大橋特定猟具使用禁止区域（伊勢崎市）** 伊勢崎市の一部で国道462号線の利根川に架設された坂東大橋の下流側左岸の利根川堤防と国道462号線との交点を起点とし、これから同堤防と民有地の境界を南東に進んで群馬県と埼玉県との境界に至り、これから同境界（河川敷）を南西及び北西に進んで坂東大橋の下流側真下に至り、これから同大橋下流真下を北東に進んで起点に至る線で囲まれた区域。並びに利根川左岸堤防と民有地との境界と送電線（JR信濃川線）の中央真下との交点を起点とし、これから同送電線中央真下を南に進んで群馬県と埼玉県との境界に至り、これから同境界を南西及び北に進んで利根川左岸堤防と民有地の境界との交点に至り、これから同境界を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

◎**粕川特定猟具使用禁止区域（伊勢崎市）** 伊勢崎市の一部で、市道2-19号線と粕川右岸堤防との交点（間之山橋）を起点とし、これから同市道（間之山橋）を東に進んで粕川左岸堤防との交点に至り、これから同岸堤防沿いに南及び南東（下流）に進んで、県道香林・西国定・伊勢崎線（小斉橋）との交点に至り、これから同県道（小斉橋）を南に進み、粕川右岸堤防との交点に至り、これから同岸堤防沿いに北西及び北（上流）に進んで、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

島橋)に至り、これから同町道を南西に進んで広瀬川右岸堤防に至り、これから同堤防を西に進んで北向橋を過ぎてさらに北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉔**太田・石田川特定猟具使用禁止区域(太田市)** 太田市の一部で、国道354号線と国道407号線との交点を起点とし、これから国道407号線を南に進んで埼玉県との境界(刀水橋)に至り、これから同境界を北西に進んで太田市備前島町と太田市押切町との境界に至り、これから同境界を北西及び西に進んで市道2級75号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで国道354号線との交点に至り、これから同国道を西に進んで市道尾島東部42号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道1級57号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道尾島東部47号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで石田川右岸との交点に至り、これから同川右岸を西に進んで神前橋に至り、これから同橋を北に進んで石田川左岸に至り、これから同左岸を東に進んで市道安養寺粕川線との交点に至り、これから同市道を北に進んで国道354号線バイパスとの交点に至り、これから同国道を北に渡って市道中部号線に至り、これから同市道を北に進んで東武鉄道伊勢崎線との交点に至り、これから同鉄道を東に進んで県道由良深谷線との交点に至り、これから同県道を南に進んで石田川左岸との交点に至り、これから同左岸を東に進んで市道太田米沢西新町431号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道太田細谷下田島489号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道1級30号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで国道354号線との交点に至り、これから同国道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉕**太田大泉特定猟具使用禁止区域(太田市、邑楽郡大泉町、千代田町)** 太田市、邑楽郡大泉町及び千代田町の一部で、国道354号線と国道407号線との交点を起点とし、これから国道354号線を西に進んで市道庄原町高林線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道飯塚西新町線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道細谷牛沢線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道由良藤阿久線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで県道太田境線との交点に至り、これから同県道を南西に進んで市道上田島赤塚7号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道上田島下町13号線との交点に至り、これから同市道を西に進み市道上田島赤塚8号線との交点に至り、これから同市道を西及び北に進み市道神野上田島6号線との交点に至り、これから同市道を北に進み市道由良神野1号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道宝町28号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道由良神野2号幹線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道別所宝町線との交点に至り、これから同市道を北に進んで主要地方道前橋館林線との交点に至り、これから同地方道を東に進んで東武鉄道相生線との交点に至り、これから同鉄道を北西に進んで市道大島新道町線との交点に至り、これから同市道を北東に進み主要地方道太田大間々線との交点に至り、これから同県道を南東に進み市道北河通線との交点に至り、これから同市道を東に進み国道407号線との交点に至り、これから同国道を北に進み県道佐野太田線との交点に至り、これから同県道を東に進み国道122号線との交点に至り、これから同国道を南東に進み主要地方道足利千代田線との交点に至り、これから同地方道を南に進み千代田町道1-161号線との交点に至り、これから同町道を西に進み大泉町地内大泉町道2級路線32号線に至り、これから同町道を西に進み県道古戸館林線との交点に至り、これから同県道を西に進んで町道2級路線29号線との交点に至り、これから同町道を西及び北に進み県道古戸館林線との交点に至り、これから同県道を西に進み国道407号線との交点に至り、これから同国道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉖**館林特定猟具使用禁止区域(館林市、邑楽郡邑楽町)** 館林市及び邑楽郡邑楽町の一部で、市道1-12号線と市道2-26号線との交点を起点とし、これから市道1-12号線を北西に進んで主要地方道佐野行田線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで主要地方道熊谷館林線との交点に至り、これから同主要地方道を南西に進んで市道6173号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道6189号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道6206号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道6298号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道6280号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで館林市と邑楽町の境界線に至り、これから同境界線を北に進んで県道古戸館林線との交点に至り、これから同県道を東に進んで邑楽町道13-52号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで市道7124号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道7110号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道7098号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道7096号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道7387号線との交点に至り、これから同市道7099号線を北東に進んで市道1-7号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道1-5号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道8352号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道8237号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで主要地方道足利館林線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで市道2-15号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで東武鉄道佐野線との交点に至り、これから同鉄道を北東に進んで市道2108号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道2124号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道2-13号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道2093号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道2090号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道2048号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道2047号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道2070号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道3082号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道3083号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道3046号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道3045号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道1-9号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで主要地方道館林藤岡線との交点に至り、これから同主要地方道を南西に進んで主要地方道佐野行田線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで国道354号と県道江口館林線との交点に至り、これから同県道を南に進んで市道2-25号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道2-26号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉗**新里北特定猟具使用禁止区域(桐生市)** 勢多郡新里村の一部で、県道梨木香林線と村道223号線との交点を起点とし、これから同村道を西進し村道7の28号線と交点に至り、これから同歩道を西進し村道7の28号線の交点に至り、これから同村道を北進して同村道と村道7の9号線と村道7の11号線との交点に至り、これから村道7の11号線を北北西および北東に進んで勢多郡新里村と黒保根村との境界線に至り、これから同境界線を南東および南南東に進んで勢多郡黒保根村と山田郡大間々町との境界線に至り、これから同境界線を南南東に進んで村道7の16号線の交点に至り、これから同村道を南西および北西に進んで県道梨木香林線の交点に至り、これから同県道を南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉘**大久保特定猟具使用禁止区域(桐生市)** 勢多郡新里村の一部で、県道梨木・香林線、新里村道1340号線及び同村道1412号線との交点を起点とし、これから村道1412号線を北西に進んで国道353号線との交点に至り、これから同国道を西及び北に進んで県道上神梅・大胡線との交点に至り、これから同県道を東に進んで村道1-1号線との交点に至り、これから同村道を南西に進んで林道大久保西線との交点に至り、これから同林道を南に進んで林道大久保線との交点に至り、これから同林道を南西に進んで村道6090号線・村道6098号線を経て国道353号線と村道2-5号線との交点に至り、これから村道2-5号線を南に進んで村道1340号線との交点に至り、これから同村道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉙**城特定猟具使用禁止区域(桐生市)** 勢多郡黒保根村の一部で、県道梨木上神梅停車場線と村道本宿川口線との交点を起点とし、これから同県道を西北西に進んで村道西久保城線の交点に至り、これから同村道を東に進んで宿廻り部落に至る歩道に至り、これから同歩道を北に進んで村道後原古井戸線の交点に至り、これから同村道を東及び北東に進んで村道大松久保線の交点に至り、これから同村道を北及び北東に進んで村道城梨木線の交点に至り、これから同村道を北に進んで村道城後原線の交点に至り、これから同村道を南東に進んで村道後原安中線の交点を経てさらに同村道を東南東に進んで村道城後原線の交点に至り、これから同村道を南に進んで村道後原古井戸線と村道川口宿廻り学校線、村道西久保城線の交点に至り、これから村道本宿宿廻り学校線を南東及び南南東に進んで村道本宿川口線の交点に至り、これから同村道を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉚**水沼特定猟具使用禁止区域(桐生市)** 桐生市の一部で、国道122号と市道92057号線の交点を起点とし、これから同市道を北に進み市道92026号線との交点に至り、これから同市道を北西に進み市道1級201号線との交点に至り、これから同市道を南東、東北東、北及び東に進み県道根利八木原大間々線との交点に至り、これから同県道を南東及び南西に進み市道92071号線との交点に至り、これから同市道を南東及び南に進み国道122号との交点に至り、これから同国道を西に進み県道根利八木原大間々線との交点に至り、これから同県道を南及び西に進み五月橋を渡り渡良瀬川左岸との交点に至り、これから同川左岸を南西に進み早房新橋の対岸に至り、これから同橋に向かって西に進み国道122号早房新橋に至り、これから国道122号を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉛**上田沢特定猟具使用禁止区域(桐生市)** 勢多郡黒保根村大字上田沢の一部で、県道根利・八木原・大間々線と村道間々下・川久保線に囲まれた一円の区域。

- ㉜**玉村特定猟具使用禁止区域(佐波郡玉村町)** 佐波郡玉村町の一部で、県道藤岡大胡線と町道1556号線の交点を起点とし、これから同町道を東に進み町道1066号線との交点に至り、これから同町道を北に進み町道0218号線との交点に至り、これから同町道を東に進み町道1268号線との交点に至り、これから同町道を北に進み町道1269号線との交点に至り、これから同町道を南東に進み県道高崎伊勢崎自転車道線との交点に至り、これから同自転車道を南東に進み滝川大橋を経て新玉村ゴルフ場の管理道路との交点に至り、これから同道路を南、南西及び北西に進み県道高崎伊勢崎自転車道線との交点に至り、これから同自転車道を北西に進み群馬県と埼玉県の境界との交点に至り、これから同境界を北西及び西に進み玉村町と高崎市との境界に至り、これから同境界を西に進み鳥川砂利運搬道線との交点に至り、これから同道路を北西に進み町道1018号線との交点に至り、これから同町道を北に進み町道1527号線との交点に至り、これから同町道を東に進み町道1057号線との交点に至り、これから同町道を南に進み鳥川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉝**尾島・早川特定猟具使用禁止区域(太田市、伊勢崎市)** 佐波郡境町及び新田郡尾島町の一部で、国道354号線と県道新堀尾島線との交点を起点とし、これから同県道を南及び南東に進んで埼玉県との境界に至り、これから同境界を南南西、西及び南西に進んで利根川左岸との交点に至り、これから同左岸を南西西及び北西に進んで再び埼玉県との境界に至り、これから同境界を北北西、北及び南西に進んで再び利根川左岸の堤防に至り、これから同堤防を北北西に進んで境町と尾島町との境界に至り、これから同境界を東北東及び北東に進んで早川右岸の堤防に至り、これから同堤防を北西に進んで再び境町と尾島町との境界に至り、これから同境界を南西、北西及び北に進んで境町道7-124号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道2-38号線との交点に至り、これから同町道を北西に進んで町道7-126号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道7-91号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道104号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道7-76号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで町道2-36号線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで早川右岸の堤防との交点に至り、これから同堤防を北北東に進んで境町と尾島町との境界に至り、これから同境界を弧を描くように西から東に進んで再び早川右岸の堤防との交点に至り、これから同堤防を北に進んで三ツ木大橋に至り、これから同橋を東に進んで早川左岸の堤防との交点に至り、これから同堤防を南に進んで東武鉄道伊勢崎線との交点に至り、これから同鉄道を東に進んで主要地方道大間々尾島線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで国道354号線との交点に至り、これから同国道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉞**鹿島特定猟具使用禁止区域(伊勢崎市、みどり市)** 伊勢崎市とみどり市の一部で、県道笠懸・赤堀今井線と早川左岸の交点を起点とし、これから早川左岸を南に進んで国道50号を越え、旧佐波郡赤堀町と旧佐波郡東村との境界に至り、これから同境界を東に進んでJR東日本両毛線を渡り、更に同境界に沿って赤堀・東・笠懸工業流通団地のみどり市境へ至り、これから伊勢崎市とみどり市の境界を北に進んでJR東日本両毛線、国道50号を越え伊勢崎市(赤)3160号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで県道境木島・大間々線との交点に至り、これから同県道を北に進んで県道笠懸・赤堀今井線との交点に至り、これから同県道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- ㉟**神梅特定猟具使用禁止区域(みどり市)** 山田郡大間々町の一部で、町道2-17号線と町道5-176号線との交点を起点とし、これから町道5-176号線を北西に進んで大間々町と勢多郡新里村との境界線に至り、これから同境界線を北西及び南西に進んで町道5-181号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道5-182号線との交点に至り、これから同町道を北西及び北東に進み、更に北西及び南東に進んで町道5-246号線との交点に至り、これから更に東に進んでロマンダ別荘地と私有地との境界線に至り、これから同境界線を南東に進んで町道5-180号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道2-17号線との交点に至り、これから同町道を南に進んで町道5-166号線との交点に至り、これから

同町道を南東及び南に進んで、町道5-163号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道5-164号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道2-17号線との交点に至り、これから同町道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。並びに町道2-17号線と町道5-169号線との交点を起点とし、これから町道2-17号線を北北西に進んでロマンド別荘地と私有地との境界線に至り、これから同境界線を南西に進んで町道5-251号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道2-17号線との交点に至り、これから同町道を北北西及び西に進んで町道5-218号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道5-220号線との交点に至り、これから同町道を北及び東に進み更に町道5-224号線も東に進んで町道5-225号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道5-198号線との交点に至り、これから同町道を東及び東南並びに南西に進んで町道5-220号線との交点に至り、これから同町道を北東線にある歩道との交点に至り、これから同歩道を東南及び西に進んで町道5-170号線との交点に至り、これから同町道を東南に進んで町道5-169号線との交点に至り、これから同町道を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

②雷電特定猟具使用禁止区域（邑楽郡板倉町） 邑楽郡板倉町の一部で、県道除川板倉線と町道1-70号線及び町道1-92号線との交点を起点とし、これから町道1-92号線を西に進んで町道1-82号線の交点に至り、これから同町道を北に進んで県道板倉初谷館林線の交点に至り、これから同県道を東に進んで県道除川板倉線の交点に至り、これから同県道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

③渡良瀬遊水池特定猟具使用禁止区域（邑楽郡板倉町） 邑楽郡板倉町の一部で、板倉町大字海老瀬字北地内の主要地方道佐野古河線と群馬県と栃木県との境界線の交点を起点とし、これから同境界線を南に進んで国指定渡良瀬遊水池鳥獣保護区との交点に至り、これから国指定渡良瀬遊水池鳥獣保護区境界線を南に進んで群馬県と栃木県の境界線の交点に至り、これから同境界線を南西に進んで板倉町大字海老瀬字間田内地内で再び主要地方道佐野古河線との交点に至り、これから同主要地方道を北西に進んで群馬県と埼玉県との境界線に至り、これから同境界線を北西に進んで再び主要地方道佐野古河線との交点に至り、これから同主要地方道を北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

④谷田川特定猟具使用禁止区域（邑楽郡板倉町） 邑楽郡板倉町の一部で、町道1-12号線と町道2057号線との交点を起点とし、これから町道1-12号線を北西に進んで蛭田橋を経て町道1310号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで県道海老瀬飯野線との交点に至り、これから同県道を南南西に進んで町道3244号線との交点に至り、これから同町道を東北東に進んで国道354号線との交点に至り、これから同国道を東南東に進んで町道2-36号線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで町道2-34号線との交点に至り、これから同町道を八間桶橋を通り南南西に進んで町道2237号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道2105号線との交点に至り、これから同町道を北北西及び北西に進んで県道海老瀬飯野線を横断し、町道2057号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑤板倉ニュータウン特定猟具使用禁止区域（邑楽郡板倉町） 邑楽郡板倉町の一部で、板倉町大字海老瀬の主要地方道佐野古河線と町道2-30号線との交点を起点とし、これから同町道を西及び北西に進んで町道1-5号線との交点に至り、これから同町道を南に進んで、国道354号線との交点に至り、これから同国道を北西及び西に進んで町道3213号線との交点に至り、これから同町道を北西に進んで県道海老瀬飯野線との交点に至り、これから同県道を南西及び西に進んで町道2-18号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで板倉川との交点（共栄橋）に至り、これから板倉川左岸を南東に進んで県道海老瀬飯野線との交点（昭和新橋）に至り、これから同県道を北に進んで 承水溝との交点（明神川）に至り、これから中伊谷田承水溝を北東に進んで主要地方道佐野古河線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑥赤岩・舞木特定猟具使用禁止区域（邑楽郡千代田町） 邑楽郡千代田町の一部で、町道7号線と町道2-201号線との交点を起点とし、これから町道7号線を南南西に進んで県道赤岩足利線との交点に至り、これから同県道を南西に進んで町道2-216号線との交点に至り、これから同町道を南南東に進んで町道3-222号線との交点に至り、これから同町道を南東及び南南東に進んで主要地方道足利千代田線との交点に至り、これから同主要地方道を南南東及び南東に進んで瀬戸井の信号機に至り、これから南南西に進んで利根川左岸の堤防との交点に至り、これから同堤防を北西（利根川上流方向）に進んで新谷田川放水路との交点に至り、これから同放水路を北東に進んで二ノ堰橋と町道1-247号線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで主要地方道足利千代田線との交点に至り、これから同主要地方道を南東に進んで町道1-279号線（監物橋）との交点に至り、これから同町道を東南東に進んで町道1-200号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道2号線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで町道1-201号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道1-213号線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで県道赤岩足利線との交点に至り、これから同県道を南に進んで町道2-200号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで町道2-201号線との交点に至り、これから同町道を東南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑦鎌田特定猟具使用禁止区域（利根郡片品村） 利根郡片品村の一部で、国道120号と林道宇条田線の交点を起点とし、これから同林道を西に進み片品川との交点（神地橋）に至り、これから同河川右岸を北東（上流）に進み東京電力幡谷発電所片品川取水口との交点に至り、これから同取水口堰堤を東に進み村道8034号線との交点に至り、これから同村道を北東に進み村道0111号線と太田向線との交点に至り、これから同村道を北東に進み国道401号との交点に至り、これから同国道を南に進み村道0202号半瀬下小川線との交点に至り、これから同村道を東に進み村道8037号線との交点に至り、これから同村道を南南東に進み村道8038号線との交点に至り、これから同村道を南南東に進み大滝川との交点に至り、これから同河川右岸を東（上流）に進み井戸尻沢との交点に至り、これから同沢を南南東（上流）に進み国道120号との交点を経て村道0206号鎌田柳島線との交点に至り、これから同村道を北東に進み村道0105号鎌田東小川線との交点に至り、これから同村道を北東に進み村道8077号線との交点に至り、これから同村道を南南東に進み村道8067号線との交点に至り、これから同村道を南東に進み村道8061号線との交点に至り、これから同村道を西に進み村道8053号線との交点に至り、これから同村道を西西北西に進み村道0105号鎌田東小川線との交点に至り、これから同村道を南西に進み村道0104号鎌田立沢線との交点に至り、これから同村道を南南西に進み村道1210号線との交点に至り、これから同村道を西西北西に進み村道1239号線との交点に至り、これから同村道を北西に進み村道8001号線との交点に至り、これから同村道を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑧上田篠特定猟具使用禁止区域（富岡市） 富岡市の一部で、市道田篠線と市道中高瀬田篠線の交点を起点とし、これから同市道を東に進み雄川に架かる天王橋を経て富岡市と甘栗郡甘栗町の境界に至り、これから同境界を南に進み市道田篠線との交点に至り、これから同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑨早川特定猟具使用禁止区域（太田市） 太田市の一部で、太田市と伊勢崎市の境界と早川左岸サイクリングロードの交点を起点とし、これから同サイクリングロードを南東に進み太田市と伊勢崎市の境界に至り、これから同境界を南西、北西及び北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑩大川調整池特定猟具使用禁止区域（太田市） 太田市の一部で、県道前橋館林線と県道桐生新田木崎線の交点を起点とし、これから同県道を南に進み市道1級48号線との交点に至り、これから同市道を西に進み市道新田南北297-2号線との交点に至り、これから同市道を北に進み市道新田東西259-2号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道1級42号線との交点に至り、これから同市道を北に進み県道前橋館林線との交点に至り、これから同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑪粕川第二特定猟具使用禁止区域（伊勢崎市） 伊勢崎市の一部で、県道香林羽黒線と粕川左岸堤防の交点（小斉橋）を起点とし、これから同堤防を南東（下流）に進み同堤防と市道5-383号線との交点に至り、これから南西に進み粕川を渡り市道5-380号線と市道5-379号線との交点に至り、これから市道5-380号線を北西に進み粕川右岸堤防との交点に至り、これから同堤防を北西に進み同堤防と県道香林羽黒線との交点に至り、これから同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑫赤城南中特定猟具使用禁止区域（渋川市） 勢多郡赤城村の一部で、村道快中山・溝呂木線と村道南中西線との交点を起点として、これから村道快中山・溝呂木線を東に進んで村道溝呂木2449号線との交点に至り、これから同村道を南東に進み主要地方道大間々子持線に至り、これから同主要地方道を南に進んで村道南中前線との交点に至り、これから同村道を南西に進み村道南中西線との交点に至り、これから同村道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑬美九里特定猟具使用禁止区域（藤岡市） 藤岡市の一部で、国道254号とJR八高線との交点を起点とし、これから八高線に沿って南に進んで八高線と神流川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防に沿って南に進んで本郷排水樋管との交点に至り、これから同管に沿って神流川左岸に至り、これから同左岸を南に進んでかな川水辺の楽校の区域の最南端との交点に至り、これから西に進み、神流川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防に沿って南に進んで三名川を横断し更に南に進んで旧鬼石町境の境川との交点に至り、これから西に進んで主要地方道前橋長湊線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで主要地方道神田吉井停車場線との交点に至り、これから同主要地方道を北西に進んで主要地方道前橋長湊線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで市道6656号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで県道上日野藤岡線との交点に至り、これから同県道を北に進んで市道5650号線との交点に至り、さらに同市道を北に進んで市道6327号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道121号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道6283号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道124号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで主要地方道前橋長湊線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで国道254号との交点に至り、これから同国道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑭神成特定猟具使用禁止区域（富岡市） 富岡市の一部で市道一ノ宮神成線と市道4007号線の交点を起点とし、これから市道4007号線を南へ進んで市道4025号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道4026号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道4035号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで富岡市と下仁田町の境界線に至り、これから同境界線を西に進んで高速道路上信越自動車道に至り、これから同高速道路を北に進んで市道一ノ宮神成線に至り、これから同市道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑮古屋十軒特定猟具使用禁止区域（邑楽郡邑楽町） 邑楽郡邑楽町の一部で、県道足利邑楽行田線と町道16-10号線との交点を起点とし、これから同町道を北東に進んで町道16-13号線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで県道矢島大泉線との交点に至り、これから同県道を南東に進んで館林市との境界線に至り、これから同境界線を南西、北西及び西に進んで千代田町との境界線に至り、これから同境界線を北及び西に進んで町道15-57号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで町道幹線8号線との交点に至り、これから同町道を南に進んで町道15-50号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで町道15-46号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道15-49号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで県道足利邑楽行田線との交点に至り、これから同県道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑯中野地区特定猟具使用禁止区域（邑楽郡邑楽町） 邑楽郡邑楽町の一部で、国道122号線と町道7-59号線との交点を起点とし、これから同町道を南東に進んで町道幹線3号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道幹線21号線との交点に至り、これから同町道を南に進んで一級河川孫兵衛川左岸との交点に至り、これから同川左岸を南西に進んで町道幹線22号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道幹線3号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道7-194号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道7-21号線に至り、これから同町道を北に進んで町道7-5号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道6-38号線に至り、これから同町道を西に進んで町道幹線16号線との交点に至り、これから同町道を南に進んで町道6-50号線に至り、これから同町道を南に進んで町道9-138号線に至り、これから同町道を南に進んで町道9-139号線に至り、これから同町道を南に進んで町道幹線5号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道幹線6号線との交点に至り、これから同町道を南西に進んで町道9-123号線との交点に至り、これから同町道を西に進んで町道幹線29号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで東武鉄道小泉線との交点に至り、これから同線を西に進んで県道赤岩足利線との交点に至り、これから同県道を北に進んで国道122号線との交点に至り、これから同国道を西に進んで町道1-78号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道1-68号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで県道赤岩足利線との交点に至り、これから同県道を北に進んで町道幹線16号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで栃木県足利市との境界線に至り、これから同境界線を東に進んで県道中野野厨線との交点に至り、これから同県道を南に進んで国道122号線との交点に至り、これから同国道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑰新里町山上・鶴ヶ谷特定猟具使用禁止区域（桐生市） 桐生市新里町山上、鶴ヶ谷地区に位置し、桐生市町道1-112号線と国道353号線との交点を起点とし、これから同国道を北西に進んで市道2-105号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道81340号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで県道穀木・香林線との交点に至り、これから同県道を南に進んで市道1-103号線との交点に至り、これから同市道を西及び南に進んで桐生市道2-107号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで山上多重塔がある市道85189号線との交点に至り、これから同市道を南及び東に進んで市道1-103号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道85093号線の交点に至り、これから同市道を

北に進んで市道85145号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道85148号線、市道85287号線を経て市道1-102号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道85163号線を経て県道梨木・香林線との交点に至り、これから同県道を北に進んで市道81044号線との交点に至り、これから同市道を東及び北に進んで市道81359号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道81047号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道2-106号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道1-111号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道1-112号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑬**神戸・座間特定猟具使用禁止区域（みどり市）** みどり市東町の一部で、国道122号線と草木ダム管理道との交点を起点とし、これから同管理道を東に進んで県道沢入桐生線との交点に至り、これから同県道を南に進んで滝の上橋を経て市道1級24号線との交点に至り、これから同市道を西西南西に進んで市道1級27号線との交点に至り、これから同市道を南西に進み万年橋を経て県道座間舟楫神戸停車場線との交点に至り、これから同県道を西北西に進んで国道122号線との交点に至り、これから同国道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑭**千代田町利根川西特定猟具禁止区域（邑楽郡千代田町）** 邑楽郡千代田町の一部で、一級河川利根川右岸の堤外地で埼玉県熊谷市との境界線と利根川河道に囲まれた陸地区域。

⑮**大泉町利根川西特定猟具使用禁止区域（邑楽郡大泉町）** 邑楽郡大泉町の一部で、一級河川利根川右岸の堤外地で埼玉県熊谷市との境界線と利根川河道に囲まれた陸地区域。

⑯**新田大根川西特定猟具禁止区域（太田市）** 太田市の一部で、市道2級57号線と主要地方道大間々・右良田線との交点を起点とし、これから同主要地方道を南に進んで市道新田東西287号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道新田南北343号線との交点に至り、これから市道新田南北343号線を北に進んで主要地方道前橋・館林線との交点に至り、これから同主要地方道を西に進んで市道新田南北420号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道2級57号線との交点に至り、これから市道2級57号線を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑰**赤生田・上江黒特定猟具使用禁止区域（館林市、邑楽郡明和町）** 館林市及び邑楽郡明和町の一部で、市道2級19号線と市道2級38号線との交点を起点とし、これから市道2級38号線を南に進んで町道1-189号線に至り、これから同町道を南に進んで県道妻倉川俣停車場線との交点に至り、これから同県道を西に進んで県道今泉館林線との交点に至り、これから県道今泉館林線を北西及び北に進んで県道山王赤生田線との交点に至り、これから県道山王赤生田線を東及び北東に進んで市道2級19号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑱**蕨川特定猟具使用禁止区域（伊勢崎市）** 伊勢崎市の一部で、市道（境）6450号線と県道高崎伊勢崎自転車道線の交点（北向橋北詰）を起点とし、これから同県道を南に進み市道（境）6451号線との交点（北向橋南詰）に至り、これから同市道を西に進み市道（境）2級34号線に至り、これから同市道を渡り市道（境）6452号線に至り、これから同市道を南西及び北西に進み市道（境）6538号線に至り、これから同市道を渡り蕨川右岸の河川管理用道路に至り、これから同道路を北西に進み市道（伊）9-481号線に至り、これから同市道を北西に進み市道（伊）9-479号線との交点に至り、これから同市道を北西に進み市道（伊）9-474号線との交点に至り、これから同市道を北西に進み市道（伊）9-484号線との交点（恵比寿橋南詰）に至り、これから同市道を北に進み蕨川左岸の河川管理用道路との交点（恵比寿橋北詰）に至り、これから同道路を南東に進み市道（伊）9-479号線に至り、これから同市道を渡り市道（伊）9-181号線に至り、これから同市道を南東に進み蕨川左岸の河川管理用道路に至り、これから同道路を南東に進み市道（境）6538号線に至り、これから同市道を渡り市道（境）6438号線に至り、これから同市道を南東及び北東に進み市道（境）2級34号線に至り、これから同市道を渡り市道（境）6450号線に至り、これから同市道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑲**荒砥川特定猟具使用禁止区域（前橋市、伊勢崎市）** 前橋市及び伊勢崎市の一部で、前橋市道00-088号線と荒砥川の交点（木三橋の右岸橋台）を起点とし、これから同市道を南東に進み伊勢崎市道（伊）121号線に至り、これから同市道を南東に進み伊勢崎市道（伊）219号線との交点に至り、これから同市道を南に進み伊勢崎市道（伊）1-275号線との交点に至り、これから同市道を南西に進み伊勢崎市道（伊）1-586号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み伊勢崎市道（伊）1-285号線との交点に至り、これから同市道を南に進み伊勢崎市道（伊）103号線との交点に至り、これから荒砥川右岸堤防の最南端に向かって北西に進み同堤防に至り、これから同堤防を北西及び北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑳**岩倉橋特定猟具使用禁止区域（高崎市、藤岡市、佐波郡玉村町）** 高崎市、藤岡市及び佐波郡玉村町の一部で、主要地方道藤岡大胡線と烏川右岸の堤防との交点を起点とし、これから高崎伊勢崎自転車道を西北西に進み、烏川に架かる関越高速自動車道の烏川橋との交点に至り、これから同橋を北に進んで同橋と烏川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防を東南東に進み烏川砂利運搬道路に至り、これから同道路を東南東に進んで高崎市と玉村町との境界に至り、これから同境界を東北東に進んで群馬県と埼玉県との県境に至り、これから同県境を南南西に進んで烏川右岸の堤防との交点に至り、これから同堤防を西北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉑**宮城南部・大胡東部特定猟具使用禁止区域（前橋市）** 前橋市の一部で、市道20-4046号と県道114号一般県道苗ヶ島飯土井線との交点を起点とし、これから同県道を南に進んで、同県道と県道3号主要地方道前橋大間々桐生線との交点に至り、これから同県道を西に進んで、同県道と市道19-4093号との交点に至り、これから同市道を北東に進んで、同市道と市道19-4178号との交点に至り、これから同市道を西に進んで、同市道と市道19-4090号との交点に至り、これから同市道を北西に進んで、同市道と市道30-359号との交点に至り、これから同市道を東に進んで、同市道と市道19-4062号との交点に至り、これから同市道を北、北西に進んで、同市道と県道333号一般県道上神梅大胡線との交点に至り、これから同県道を北東、東に進んで、同県道と市道20-4046号との交点に至り、これから同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

㉒**蕨川第二特定猟具使用禁止区域（伊勢崎市）** 伊勢崎市の一部で、蕨川左岸の河川管理用道路と市道（伊）9-484号線との交点（恵比寿 橋北詰）を起点とし、同市道を南に進み蕨川右岸の河川管理用道路との交点（恵比寿橋南詰）に至り、これから同道路を蕨川上流方向へ進み（伊）9-252号線との交点（上蓮橋南詰）に至り、これから同市道を北東へ進み市道（伊）9-545号線との交点（上蓮橋北詰）に至り、これから同市道を南東へ進み市道（伊）9-513号線との交点に至り、これから同市道を南東へ進み市道（伊）9-514号線との交点（新竹橋）に至り、これから同市道を南東へ進み蕨川左岸の河川管理用道路との交点に至り、これから同道路を蕨川下流方向へ進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

●指定猟法禁止区域（鉛銃銃弾の使用禁止）

△**利根大堰指定猟法禁止区域（邑楽郡千代田町）** 邑楽郡千代田町の一部で、利根川左岸と主要地方道足利邑楽行田線との交点を起点とし、これから同主要地方道を東及び南に進んで群馬県と埼玉県の境界（武蔵大橋上）に至り、これから同境界を西及び北西に進んで埼玉県行田市と同県熊谷市の境界との交点に至り、これから北東に向かって利根川左岸（利根加用水取水樋管ゲート）を結び、これから同岸を南東及び東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

●狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ及びイノシシ以外）

①**神津東部狩猟鳥獣捕獲禁止区域（甘楽郡下仁田町）** 甘楽郡下仁田町の一部で、国道254号と県道下仁田浅科線の交点を起点とし、これから同国道を北西、南東、南及び西に進み町道4395号との交点に至り、これから同町道を南に進み国道254号（旧道）に至り、これから同国道を南西に進み荒船山国有林の境界線との交点に至り、これから同境界線を西に進み国道254号（旧道）との交点に至り、これから同国道を北西及び北東に進み県道下仁田浅科線との交点に至り、これから同県道を北東及び北に進み同県道が西に大きく湾曲する点に至り、これから層敷川上流沢部の堰堤（南野牧(大物見)No.11谷止工）に向かって北東方向に進み同堰堤を経由して堰堤管理道に至り、これから同管理道を東に進み県道下仁田浅科線に至り、これから同県道を東、北東及び南東に進み基点に至る線で囲まれた一円の区域。

②**高山狩猟鳥獣捕獲禁止区域（吾妻郡高山村）** 吾妻郡高山村の一部で、村道牧道線と村道青年の家線の交点を起点とし、これから同村道を南南西に進み林道小野子山線との交点に至り、これから同林道を西南西に進み民有地と高山村有林の境界線との交点に至り、これから同境界線を南南西に進み高山村と渋川市の境界線との交点に至り、これから同境界線を西に進み小野子山山頂、中ノ岳山頂さらに十二ヶ岳山頂を経て高山村と中之条町の境界線との交点に至り、これから同境界線を北北西に進み熊野生産森林組合林と民有地の境界線との交点に至り、これから同境界線を北東に進み林道小野子山線との交点に至り、これから同林道を東に進み村有林と梅沢茶屋ヶ松生産森林組合林の境界線との交点に至り、これから同境界線を北東に進み上毛カントリー倶楽部跡地と民有地の境界線との交点に至り、これから同境界線を北東に進み梅沢川との交点に至り、これから同河川を南東（上流）に進み村道梅沢線との交点（梅沢橋）に至り、これから同村道を南に進み村道牧道線との交点に至り、これから同村道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

③**川場狩猟鳥獣捕獲禁止区域（利根郡川場村）** 利根郡川場村の一部で、同村大字門前地の林道門前線と沼田市上発知開拓に至る歩道との分岐点を起点とし、これから同歩道を北西に進み沼田市と川場村の境界線との交点に至り、これから同境界線を北に進み国有林利根上流森林計画区18林班と19林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を南東に進み同国有林18林班と谷地採草地の境界線との交点に至り、これから同境界線を南東に進み同国有林18林班と湯原部分林の境界線との交点に至り、これから同境界線を南に進み門前部分林と湯原部分林の境界線との交点に至り、これから同境界線を南に進み門前部分林と谷地部分林の境界線との交点に至り、これから同境界線を南に進み川場県有林と谷地部分林の境界線との交点に至り、これから同境界線を南に進み川場県有林と民有林の境界線との交点に至り、これから同境界線を南及び西に進み林道門前線との交点に至り、これから同林道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

④**袈裟丸山狩猟鳥獣捕獲禁止区域（みどり市）** みどり市の一部で、林道小中西山線と林道小中新地線の交点を起点とし、これから同林道を北西に進み同市と沼田市の境界との交点に至り、これから同境界線を北東に進み三角点（標高1,415.2メートル）を経て群馬県と栃木県の県境に至り、これから同県境を南東に進み袈裟丸山三角点（標高1,878.3メートル）及び小袈裟丸山を経て石鴨山に至り、これから賽の河原根根を南に進み下長手山に至り、これからみどり市東町小中と同市東町沢入の町境（バラ尾根）を南に進み林道小中西山線との交点に至り、これから同林道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑤**妙義狩猟鳥獣捕獲禁止区域（安中市）** 安中市の一部で、県道磯部停車場妙義山線と同市と富岡市の境界線との交点を起点とし、これから同境界線を西、南西及び南に進み安中市と甘楽郡下仁田町の境界線との交点（中ノ岳）に至り、これから同境界線（中木山国有林107、108、109の各林班と民有林との境界線）を西に進み同国有林109林班の北西端との交点に至り、これから北方の同国有林110林班と111林班の境界線との交点に通ずる後線を北東に進んで同交点に至り、これから同国有林と民有林との境界線を北北西及び北東に進み同国有林112林班と117林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を北東に進み三方滝（通称）との交点に至り、これから巡視道（通称）を東南東、東及び北に進み籠沢コース（通称）との交点に至り、これから同コースを北東に進み市道9112号線との交点に至り、これから同市道を北東に進み同国有林と民有林の境界線との交点に至り、これから同境界線を南東に進み市道9206号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み市道95475号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み主要地方道松井田下仁田線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進み県道磯部停車場妙義山線との交点に至り、これから同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑥**叶山三津川地区狩猟鳥獣捕獲禁止区域（神流町）** 多野郡神流町の一部で、国道299号と国道462号の交点（古鉄橋）を起点とし、これから同橋を南に進みヤノタワ沢との交点に至り、これから同沢を南東に進み林道ヤノタワ線との交点に至り、これから同林道を北に進み中の岩と天狗岩の間にある鋼製土留付近の歩道との交点に至り、これから同歩道を北東に進み三津川水道組合水源の水瓶に至り、これから同水瓶を北に進み同水源の流末に至り、これから同流末を北東に進み神流川左岸のながたわ沢流末と国道462号との交点に至り、これから同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

⑦**日野御前峠山地区狩猟鳥獣捕獲禁止区域（藤岡市）** 藤岡市上日野の一部で、鮎川支川山の神沢にかかる御前岩橋を起点とし、これから林道山の神線（木馬道）をエビツクリ峠に向かって進み同峠から県有林と民有林との境界にある歩道をさらに南に進み鮎川支川白水沢に接し、同沢をさかのぼって藤岡市と神流町との境界に至り、同境界を西に進み塩沢峠に至り、同峠から鮎川支川橋の木沢を下って鮎川に合し、同点から同川を下流に進み林道名無村線にかかる名無村橋に至り、同橋から林道名無村線を北に進み県道会場鬼石線との交点に至り、同交点から同県道を東に進み起点に至る一円の区域。